

平成29年6月8日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年6月8日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集頂きまして誠にありがとうございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

ここで、議会運営委員会委員長より発言が求められておりますので、発言を許可いたします。

議会運営委員会委員長（塩野 拓二）

おはようございます。

6月5日月曜日に議会運営委員会を開催し、次のように決定いたしましたので報告いたします。

6月12日月曜日の委員会は、総務教育常任委員会のみ開催することとなりました。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番、村井保夫君、9番、村井勉君を指名いたします。

日程第2、議案の訂正請求書の件についてを議題といたします。

議案の訂正理由の説明を求めます。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

議会冒頭の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

議案の訂正につきましてでございますが、去る6月5日提案をいたしました議案の一部につきまして、誤りがございましたので、本日お手元にありますように、議案の訂正請求書のほうを提出させていただきました。

内容についてご説明させていただきます。

別添資料でつけておりますA3判の資料をお開きください。

右が訂正前、左が訂正後でございます。初日に議案第6号として工事請負契約の締結についてということで提案をさせていただきました議題についてでございます。

このうち、4番の契約金額1億5,098万4,000円の下に括弧書きで掲載しており

ます、うち消費税額等の金額につきまして、1,184万円という提案説明を申し上げましたが、正しくは1,118万4,000円の誤りでございました。

よって、多度津町議会会議規則第20条の規定によりまして、本議案の一部訂正を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正請求書の件について、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正請求書の件についてを許可することに決定いたしました。

後日の総務教育常任委員会でご審議いただきますよう、お願いをいたします。

日程第3、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言の許可をいたします。

最初に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

8番、古川幸義です。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

質問は、「機構改革について」。

町長は毎年のことながら、各自治会を数多く回り、熱心に町政報告をなされ、住民との対話を重要視されている姿に議員として尊敬をしております。

今年、平成29年度の町政報告において、時代の要請に対応した行財政運営として、「新たな行財政課題や町民ニーズによりの的確に対応し、町政の重点施策を積極的、効率的に推進していくため、抜本的組織改正について改正を検討します。」と述べられ、機構改革への思いを住民に訴えておったのですが、具体的にどのような機構改革の取り組みをされているのかをお伺いいたします。

1つ、機構改革に向けた本町の目的、目標についてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

古川幸義議員の機構改革についてのうちの機構改革に向けた本町の目的、目標について答弁をさせていただきます。

多度津町における機構改革の目的、目標は、町の最上位計画である総合計画にありますとおり、これからの課題である生活者視点の暮らしやすいまちづくり、安心・安全で美しいまちづくり、活気にあふれた魅力的なまちづくりを実現するため、基本理念であります町民とともに歩みともにつくる参画・協働のまちづくりを実行できる行政側の体制を構築するために機構改革を行うものでございます。

現在、本町においては、住民ニーズの多様化や少子・高齢化等の社会情勢の変化、地方分権や地方創生の推進及び権限移譲など町の責任と判断による対応が求められ、新規事業等による事務事業の増加や事務の複雑化などにより、各課間での事務量の隔たりも大きくなってきているのが現状でございます。

近年では、平成22年4月に上下水道課の新設及び地籍調査係の新設、平成24年10月には政策企画課の新設を行っておりますが、その後大きな再編を経ないまま現在に至っており、またこれまでの機構改革の中で推進してまいりました職員数の適正化については、現在目標人数195名に対し、3名少ない192名となっております。

こうした中で、人口減少対策や今後30年以内に70%の確率で発生すると言われております南海トラフ大地震を初めとする災害への対応などが多度津町にとっても喫緊の課題となっており、「危機管理・災害対応が可能な組織の再編」、「高齢者福祉の充実」、「子育てしやすい環境づくりの推進」、また「総合的な地域整備の推進」などに取り組むための行政運営が必要だと考えております。

また、来年度の水道事業の広域化に伴う上水道事業と下水道事業の分離や、本年度末には課長職が6名定年退職するなど、執行体制を取り巻く状況も変化してきております。

このようなことから、これまで以上の効果的で効率的な行政運営が必要であり、「多度津町総合計画」の基本理念の実現に向けて、限られた財源や職員数の中で、新たな行政課題や住民のニーズに的確に対応し、町政の重点施策を積極的に推進するとともに、効率的で質の高い行政サービス、また町民皆様にとってわかりやすい組織体制とするため、今年度において今後の課の適正な規模、また組織として各課のバランスを保つなどの検討を重ね、平成30年4月1日に抜本的な機構改革を行うこととしております。

その後におきましても、毎年度各課のヒアリングや各課間協議を行うなどの再点検を実施する中で、町民の皆様方のご意見もいただきながら、より便利で安心な行政運営を目指し、組織機構の点検を継続して行おうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問させていただきます。

機構改革の中で、目的、目標とした本町での地方創生の推進や権限移譲、今後の町政の重点施策推進などがあり、検討を重ね、協議し、目標とは何であるかというのが具体的にわかります。

行財政改革の基本理念である権限移譲、自立、公開、簡素、効率を上げて、町民とさらに理解と連携、協働しながら行財政改革、機構改革を推し進めていかなければならないと思っております。

よって、目標である簡素化、効率化もどのように図っていくのか、簡単で構いませんのでお聞かせください。

政策企画課長（河田 数明）

おはようございます。

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

機構改革を実施するに当たりまして、課の統合、また事務の移管などの再編を行うことで、事務の簡素化、また効率化が図られると考えております。それにより、今まで以上に効率的な行政運営を行い、行政サービスの向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁どうもありがとうございました。

次の質問に入ります。

来年度に向けた検討会など、執行部において既に行われましたか。また、検討会などの構成をお伺いたします。

政策企画課長（河田 数明）

ご質問の来年度に向けた検討会など、執行部において既に行われましたか。

また検討会などの構成につきましては、平成28年度におきまして、各課における組織機構の見直しに関するヒアリング実施や組織再編成、事務移管の各課間協議を重ね、組織改正の調書を作成いたしました。

また、副町長を委員長とした事務改善委員会を4回開催しております。

なお、事務分掌の見直しなどの作業につきましても、各課と協議を行いなが

ら、順次進めてまいります。

平成30年度の機構改革に向け、平成29年度におきましては、機構改革計画案を策定するに当たり、円滑な運営を図るため、委員長を副町長、副委員長を教育長、構成委員を各課長とする機構改革検討委員会を開催し、検討を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入ります。

執行部側で、既に検討が行われているが、議会との連携はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

ご質問の執行部側で既に検討が行われているが、議会との連携はにつきましては、昨年12月12日に開催されました総務教育常任委員会におきまして、機構改革の必要性、主な検討課題、今後の取り組みをご報告させていただいております。

現在、機構改革計画案を策定しているところでございますので、今後できるだけ早い時期に多度津町行財政改革特別委員会において、ご審議いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

行財政改革特別委員会も年に何度か開催されておりますが、昨年12月に開催された総務常任委員会より、特別委員会が開催されておられません。

機構改革については、特別委員会では適正配置、職員数についての討論を重ねており、執行部から検討項目として投げかけた特別委員会として、時系列で進めていくことが町民、議会と行政の連携ではないのでしょうか。

政策企画課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりでございますので、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、早い時期に行財政改革特別委員会でご審議いただけるよう、ただいま機構改革計画案の策定に努めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の項目の質問をさせていただきます。

組織編成や役割など、職員の声や意見は反映されているのでしょうか、お伺

いたします。

政策企画課長（河田 数明）

ご質問の組織編成や役割など、職員の声や意見は反映されているのかにつきましては、平成28年5月16日から25日にかけて、健全な財政運営に係るとして総務課、定員管理の適正に係るとして町長公室、組織機構の見直しとして政策企画課の3課によります。

自課だけでなく町組織全体を考えた意見も聴取するため、全課ヒアリングを実施しております。

また、7月6日から28日にかけて、関係複数課での協議ヒアリングを実施し、組織編成及び事務移管、職員等の配置人数の検討などを行っております。

その結果を踏まえ、事務改善委員会において、実際に実施できるかなどの協議を行い、組織再編成及び事務移管についての各課意見が網羅されている組織改正調書を作成いたしました。

以上のように、全体の意見を吸い上げ、協議検討を進めていくなど、できる限り透明性を確保した改革とし、この組織改正調書をもとに機構改革計画案を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問させていただきます。

職員の意見や声を聞き、プランに反映することは現場の状態の把握、分析することに多大な効果を生み出します。

ヒアリングは、効果があると思いますが、各課でミーティングを行い、現状把握、現状分析、提案など職員個人の意見と合同での意見を搾取する方法は試みる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

政策企画課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるように、なかなか個人の意見を洗い出すのは難しく、各課のヒアリングを行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議員の貴重なご意見として承らせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入ります。

住民との窓口業務の対応や効率など、今までの意見は反映しているのでしょうか、お伺いをいたします。

政策企画課長（河田 数明）

ご質問の住民との窓口業務の対応や効率など、今までの意見は反映してい

るのかにつきましては、先ほども申し上げましたように、全課ヒアリングを実施しました際に、各課で把握している住民のご意見も踏まえ、各課の抱える課題や問題点、及び今後の行財政改革に対する要望等についてもヒアリングを実施しております。

また、今までの各課における事務分掌の適正な業務内容の確認も含め、組織再編成及び事務移管を組織改正調書にまとめ、実際に事務事業を実施している全課の意見をもとに協議検討を進めてまいります。

以上のようなことから、窓口業務の対応や効率の改善も含め、複数課にわたる内部管理的な事務を集約し、一元化を図るなど、町民のご意見を反映できるよう町民生活の利便性を図るとともに、サービスの向上を図ることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問させていただきます。

お答えいただいたように、各課から要望書やヒアリングなどを実施していくとありましたが、それは十分検討していただきたいと思っております。

しかし、高齢者の方や役場に不慣れな方は、正面玄関に入ると要件をどの窓口に分ければよいのか、どこが窓口なのか分からない方も多いと思われまます。案内表示、案内のサポート、またガイダンス表示など措置を講じなければならないのではないのでしょうか、お答え願います。

政策企画課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、本庁舎は建築後四十数年が経過しており、現在の住民ニーズや行政事務に対応できる構造にはなっていないと思っております。

私も、庁舎に関する改修改築及び建て替えなどの事例を研修の中で学んだことがあります。

その事例の中で、古い庁舎での案内等どんどん増やしますと、なおさら複雑になりまして、分かりにくくなった事例も紹介されております。

今後、議員のおっしゃられる等の意見もございしますので、事務改善委員会などで検討させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望と意見を少し、時間がありますので述べさせていただきます。

行財政改革の中で、機構改革を進める上ではさまざまな問題があります。

仕事が忙しい、人が足りない、組織がない、新しい法律に対し行政需要がある、事務のやり方を当面改善できない、文書処理が追いつかない、組織の相互関係がうまくいかない、縦割りであるなど、さまざまな問題を抱えているのが現状であります。

また、多度津町には将来に向けたさまざまな重要課題、目標、計画があり、その一部として先ほど河田課長も答弁されていましたが、老朽化による庁舎の改築、駅前開発など大きなプロジェクトがあり、その反面、財政計画はどうなるのかなどの問題が浮上します。

長期計画と財政計画がともすれば遊離してしまう可能性もありますので、相互に一体化を図る必要性があります。

他にも、事務運営を改革、再構築する上で、行政の特性はあるもの、あれやこれやとできない理由を並べるとは抜本的な改革を不可能にする可能性があるもので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、機構改革を推進する上で必要であるのは、例えて申しますが、飛行機が推進する機能は双方のエンジンであります。

長期計画も検討推進し、実施していかなければなりません。

しかしながら、長期財政も計画と見直しを行い、双方のバランスを保たなければなりません。

加えて他に申しますが、多度津町という飛行機が安定し飛行する、乗員という町民を安心して目的地に届けるということは、これも双方のエンジンの信頼性と性能が問われるのではないのでしょうか。

議会と行政も双方の性能が両立し、安定し、高度を飛び、情報を的確に把握する使命があるのではないのでしょうか。

また、それを操縦するのはコックピットに座るパイロットである町長、ナビゲーターは副町長でありますので、乗客、住民を安全に、また危機を先取りし、回避して目的地に届けていただきたいと思いますので、よろしく願いして古川幸義の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって8番、古川幸義議員の質問は終わります。

次に11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11番、渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

質問は、児童の体力や運動能力の低下についてであります。

先日行われました幼・小・中の運動会では、日頃練習の成果を十分に発揮

し、みじんも体力や運動能力低下を感じさせない素晴らしい運動会、感動のある運動会でありました。

しかし、巡回パトロールを何年も実施していますが、子供たちが外で遊んでいる姿を余り見ないように感じます。

昔は、外で遊ぶのがメインで、虫取り、川遊び、空き地で草野球、ドッジボール、サッカーなどが主流でありました。

放課後の過ごし方が変わってきているように思います。

その原因は、ゲーム、テレビなどの室内遊びが多く、体を動かす時間が減って、その上、保護者や大人の認識の中で学力を重視する余り、外遊びやスポーツを軽視する傾向が強まっています。

また生活が便利になり、生活様式が変化して運動不足が常態化し、さらに睡眠時間や食生活などの生活習慣病の乱れ、道路や広場の身近な遊び場の減少、塾、習い事で遊ぶ時間の減少により、運動習慣の未定着などが上げられると思います。

調査によりますと、休日、放課後の過ごし方で「体を動かす外遊び」と答えた児童は50%を割っております。

一方で、ゲームをしている男子は90%、女子は78%に上ります。

その中で、男子の25%は実に4人に1人が1日2時間以上ゲームに集中している結果が出ております。

また、全国体力・運動能力調査（全国体力テスト）において、県内の小学5年生の体力合計点は男子で53.15点（全国平均53.92点）、女子54.96点（全国体力テスト55.54点）で、男女ともに全国順位は男子36位、女子34位で4年連続全国平均を下回っており、男女とも過去最低の順位であります。

そこで質問をいたします。

一問一答方式ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点目でございますが、本町における児童の体力、運動能力調査について伺ひます。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の本町の児童の体力や運動能力の低下についてのご質問にお答えします。

5月20日には、町内小学校で運動会、31日には19回目の参加となるチャレンジデーが開催されました。

今回のチャレンジデーでは、58%の町民が15分以上の運動を行い、恒例となっている朝の一斉ラジオ体操では、町内7カ所に2,880名の町民の方々が参加しました。

子供から地域の高齢者の方々まで、幅広い階層の方々が参加したラジオ体操

でした。

多くの人々の参加を得て、大人、子供も問わず、スポーツをすることの大切さと運動ならではの一体感を味わえた一日だったと思います。

その際には、議員の皆様にも参加、ご支援いただいたこと、まずもって厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、議員のご指摘の本町の児童の体力、運動能力の低下については、毎年学校で実施している「全国体力・運動能力等の調査」が手がかりになります。

この調査は、児童・生徒の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育、スポーツ活動等、行政上の基礎資料として広く活用するために実施されるものです。

内容は、実技に関する調査と質問紙による調査からなります。

実技に関する調査は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、シャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げです。

平成28年度の調査結果を全国平均値50点としたときの総体的な位置を得点化したデータを見ると、先ほどの8つの実技を合計した場合、男子の場合、全国50に対して多度津町は49.1でした。

女子の場合、全国50に対し、多度津町は46.3という結果でした。

男女とも全国平均より若干低いという状況でした。

実技別に見れば、町内5年生男子のシャトルラン、立ち幅跳び、反復横跳びは全国平均を上回り、それ以外は下回ります。

女子の場合は、シャトルラン以外では全国平均を下回りました。

こうしたことから、男女とも全身持久力は全国より上回っていると言えます。

また、香川県のデータを経年比較すると、小学5年生の体力の合計点だけでなく、多くの種目で28年度、昨年度は最近8年間では波はあるものの低くなっている傾向が見られます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今のご答弁で、多くの種目が最近8年間までにおいて低下傾向にあるということをお聞きしまして、次の質問に移らせていただきます。

体力や運動能力低下について、どのように捉えていますか、お願いいたします。

教育長（田尾 勝）

議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、外遊びの減少、ゲームなどの室内遊びの長時間化、子

供と大人の便利さを求めるライフスタイルによる運動不足が体力や運動能力の低下の背景にあると考えます。

体力は、病気への抵抗力を高めたり、意欲や気力を充実させたり、豊かな生活を送る上で本当に大切な要素だと考えています。

そのため、体力等の低下は注視すべき課題であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今のご答弁も体力等の低下は注視すべき課題であるというふうにいわれて答弁がありました。

そこで、3点目の質問にさせていただきます。

子供の体力、運動能力の向上への対策はどのように実施していますか。

幼稚園、小学校、中学校の発達段階において、指導方法についてお伺いいたします。

お願いいたします。

教育長（田尾 勝）

子供の体力、運動能力の低下を防ぐための対策について、低下を防ぐためには家庭、地域、学校が連携を図りながら、「早寝、早起き、朝ごはん」といった生活習慣を身につけさせたり、幼児期から日常的に運動に親しむ運動習慣を身につけさせたりすることが、低下防止の基本となる対策だと考えております。

議員ご指摘のとおり、そのためには学校の果たす役割は非常に大きいなあと考えています。

学校では、長期的な見通しをもって、幼・小・中が発達段階の特性を踏まえながら取り組んでいく必要があると思います。

例えば、幼稚園では遊びを通して、体力・運動能力を高めることから、遊び込むことのできる環境づくりと時間の確保を行っています。

園児は、次第に一人遊びから集団遊び、室内の遊びだけでなく、進んで外遊びを行います。次第にその時間は増えていきます。

親子との触れ合いの中で、この運動はこの時期に特に大切です。

小学校の低学年までは、外遊びの最適年齢といえ、自然に親しむ、体を動かす、五感を磨く、こうした経験は体力づくりや情操を育みます。

続いて、小学校では生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるための体育の時間だけではなく、朝の時間、行間の時間を活用して縄跳びやマラソンなどに継続して取り組む全校的に運動する場をつくり、多くの仲間と協力、競い合いながら運動を楽しんでいます。

毎日の徒歩による通学も大切な運動ともなります。

続いて、中学校では健康の保持、増進のための実践力と体力の向上を図るため、保健体育の授業、部活動などの競技スポーツにも関心を持ち、自分の特性や意向をもとに運動・競技を選択して、個性の伸長と体力・精神力・規範意識を育てていくこととなります。

次第に自主的な運動習慣を確立していく時期に当たります。

以上の各段階で、学校間で連携を図りながら、科学的な知見も得ながら、「体力づくり」に着目した取り組みが進められるよう、学校を支援していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、一般質問の原稿を出した後なんですけども、町内の小学校の校長先生の文面が載っておりました。

私の一般質問と同じような考えで載っておりますので、ちょっと読ませていただきます。

体力の低下が懸念されている今の子供たち、この学童期に体を動かすこと、元気に外で遊ぶこと、運動が好きになることのメリットは大きいということです。

体力の向上や生活習慣の改善効果だけではなく、多くの子供たちの遊び、また友達が増えるとコミュニケーション能力が自然と高まり、集団生活を送る上で優位的に保っていく。

自然に親しみ、体を動かし、五感を磨く、こうした経験は体力や情操面だけでなく、後の学力を伸ばす支えになることになるということを述べられている面を読みました。

そして、そんな中で、やはり体力がつき、食欲が旺盛になり、ほどよく疲れてよく眠る、体温が上がって免疫力がアップし、病気にかかりにくくなる、運動には多くの効力がある、期待できるともこの文章に書かれておりました。

そして、最後に保護者、学校、地域が連携して、子供たちに積極的に関わり、息の長い取り組みを続けていきたいものだという校長先生の文面でありました。

余りにも今回の一般質問と合致する点がありましたので、読ませていただきました。

そこで、今の答弁も含めましてですが、体力、運動能力についてはいろいろと幼・小・中で年齢ごとに取り組んでいることは理解できます。

しかし、今の時代の流れというのか、ライフスタイルが全然変わってきてる中で、やはり行政としてもう一步進んだ施策が必要と思いますが、いかがで

しょうか。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員ご指摘のもう一步進んだ行政としての施策という事柄について答弁させていただきます。

渡邊議員さんが今紹介した学校だより、まずは今回の全国体力テスト、体力の調査、これについて単に実施してデータを分析して、本当に各学校のデータもしっかり分析しております。

そして、分析をもとに町の教育委員会が指導すべきこととか、まずは学校が指導すべきことというのを明確にしながら、今回の調査が有効に活用できるように、そういうシステムで毎年改善が図られています。

学校におきましては、今回のデータをもとに、小学校も中学校も保護者、家庭に対してもこういう課題があって、こういうことの運動が大切ですよというようなことの説明を差し上げているということを知っております。

本当に家庭、学校、教育委員会が一丸となって子供たちの体力向上、そして運動能力の高揚を進めていきたいなというふうに思います。

一步進んだ施策ということで、次の課題については、よく学校現場の意見を聞きながら、例えばやはり運動の施設、設備とか備品とか、そういう事柄についても意見を聞きながら、現場の要望に応じていくということも大切になってくるのかなあというふうに思っています。

以上です。

議員（渡邊 美喜子）

その中で、一步進んだ施策という部分でございますが、一応全国的にどうしているのかということで、私なりに調べさせていただきました。

その中で、丸亀の郡家小学校は校庭の芝生化ということで、これは多くの丸亀市の小学校全域に広めていくという方針だそうです。

予算等もかかりますが、郡家小学校では運動場を芝生化して、そのために子供たちがものすごく喜んで体を動かす環境になっているということも施策の一つじゃないかなというふうに思っております。

それから、次の自治体におきましては、体力向上委員会を立ち上げまして、児童一人一人の体力テストの結果を入力し、目標値、アドバイスを表示する体力のプロフィールシート、いわゆる体力のカルテを活用して指導しているというところもあります。

これも多度津町もやっているとは思いますが、そしてまた体力向上に向けた教師用指導資料の作成ということで、リーフレットやポスターなどの啓発、体力向上に成果を上げた優良校の表彰なども行っているということを知っています。

おります。

また、朝食摂取100%のための指導ということで、誰でもつくれる朝御飯メニューということで、これは家庭のほうへ啓発しているということでございまして、学校の保護者の集会とか総会におきまして講演をしている。

その講演の内容は、子供の外遊び、スポーツの重要性のお話だったり、また生きるための力、体力低下、ひいては気力、意欲の低下、集中力の欠如、精神的にも悪影響を与えるということで、こういうことも保護者の方に講演しているということでございます。

そして、スポーツ少年団とか部活の必要性、そして遊び場の確保等もやはりこういう講演のときに遊び場の確保をしてほしいとか、広場があればいいのにといい意見としてこれは出ているようであります。

全体的にそういう部分も含めまして、次の質問をさせていただきます。

運動をよくする、全くしない子供の格差があり、二極化傾向にあると指摘されています。生活習慣病につながる危険性を有しているが、現在どのように対処しているのか、今後どのように対処していくのか伺います。

教育長（田尾 勝）

運動の二極化傾向、そして生活習慣病につながる危険性についてのご質問にお答えします。

まず、生活習慣病の危険性について、どのように対応しているのかということです。子供の生活習慣病に係る正確な実態把握が必要であるため、毎年小学校4年生ですけれども、対象に血液検査、食事習慣、睡眠時間、そして運動調査について、医師の協力を得ながら実施しております。

この27年度の調査結果によると、肥満、痩身、脂質異常、糖尿病の疑い、肝機能異常、起床時間、就寝時間、ゲームの時間、食事の早さについて、これを多度津町の場合、県平均と比べてみますと、本町の男子児童は4年生ですけれども、全てに県の平均より良好な傾向が見られました。

女子児童は、ゲームの時間が多く、やや肥満傾向が見られるというような傾向が見られました。

検査が出た後は、学校のほうで養護教諭や栄養教諭等が健康指導や栄養指導についても個別とか全体指導を通してアドバイス、助言をしたりしております。

また、保護者の判断により、医師にかかるということもあるというように聞いております。

それともう一点、二極化についても質問があったと思うんですけれども、二極化については、この傾向は平成28年度の全国体力・運動能力の調査で、質問紙の中に1週間の総運動時間はどのくらいかということで、町内の5年生の場

合、ゼロと回答した児童が6.7、もちろんこれは体育の時間は除いてなんですけども、6.7%、それに対して全国は2.9%、やはりゼロと回答した子供たちが少し多いのかなあというように思いました。

7時間以上を費やしているのが町内で52.9%、約半分ということで、対して全国は55.9%、これも7時間以上は若干少ないということがわかります。

女子の場合、ゼロと回答した児童が6.2%、全国は4.0%、これもゼロと回答した児童が女子の場合、多いと。

7時間以上の場合が町内30.9%に対して、全国は7時間以上が32.8%でした。

これを見ると、1週間で運動時間ゼロと回答した児童の割合が男女とも全国に比べて高いということがわかります。恐らく、スポーツクラブやスポーツ少年団に入り、運動する機会が多い児童と運動する機会が皆無に近い児童がいるということがわかります。こうしたことも大きな課題ではないかなあというふうに思っています。

ちなみに、中学校の場合を見ますと、生徒の運動時間の格差は本当に大きいものでした。

中学2年生の女子で、運動時間ゼロの生徒の割合が19.6%、5分の1ということになります。

7時間以上が55.4%、男子の場合、ゼロが2.2%、7時間以上が75.6%、そうしたことが課題であると。

中学校の場合、中でも男女でも大きな傾向の違いが見られるということがわかります。

対処の方法ですけれども、先ほどの答弁のときにもお答えしたんですけれども、全国規模の調査をよく吟味して、学校の課題とか子供一人一人の課題とかよさを把握して、指導法の改善やこれから環境の改善に努めることが大事な事柄ではないかなあというように考えています。

家庭、地域、学校では、それぞれの機能を生かして体力、運動能力の向上に努めるように学校を十分に支援していきたいなあと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

運動しない、ゼロという本当に考えられないような児童、子供たちがいるということに、そういうところにやはり手を差し伸べるという部分が必要かな、それが行政として一步進んだ施策じゃないかなと思っております。

そういう部分をいろいろと施策はしているんですけれども、うまくそれにつながっていないという分をそのままいきますと、やはり運動嫌いとか、そして運動不足も含めて肥満、ひいては将来のことを考えますと、糖尿とか心臓病とか生活習慣病に命に関わってくると思いますので、そういう部分を個々の子

供たち一人一人の分を分析していただければなと思っております。

そこで、実はなかよし教室、毎週木曜日に学校放課後ということで、私も時間があれば参加させていただいているんですけども、公民館の図書室で宿題をして、その後希望があれば外でということで、学校の了解を得まして第2グラウンドでドッジボールをしたり、そしてサッカーをしたり動いています。すごく子供の目がきらきらと輝いて、いろんな部分で、ああこういう部分がやはり運動好きになるのかな、全然参加できない子供も正直言っていました。

おばちゃんと一緒に参加しようということで、ドッジボールを参加したんですけども、次の日は本当に大変でしたが、でもそういう部分も含めて大切なことかなと思っております。

なかよし教室も含めまして、いろんなところで地域でもマラソン大会とか、そういう分もございます。それぞれの学校でマラソン大会、幼稚園、保育所、そして小学校もやっておりますが、私たち応援しましょうということで募集しまして、旗をつくりまして、のぼりをつくりまして、大きな声で応援しております。

そんな部分も子供にとったら一番最初、私見学したときは外へ走るんですけども、途中で諦めて歩く子供が何人かいました。

2回目は、これではいけないと思ひまして、たくさんの方の人を集めようと、応援しようということで参加していただきますと、途中で休む子は一人もいません。

最後まで走りました。

そういう部分も学校、そして地域、保護者の理解があつてうまくこういうゼロの子がいなくなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、一歩進んだ行政の対策ということで、今後とも、先ほどいろんな自治体につきまして述べましたが、一つでも参考になるか、またそのとおりするんじゃないかなというふうに思っております。

予算をかけなくてもできるような施策、地域ぐるみを含めまして、そういうことになろうかと思ひますので、どうか教育委員会を初め、皆さんよろしくお願ひし、私の一般質問は終わりにしたいと思ひます。

ありがとうございました。

教育長（田尾 勝）

ひとつだけ、運動時間ゼロということで、これはとりもなおさず学校では体育の授業とかそういうことの時間は当然とおるわけですから、ゼロというのは家庭での、あるいはもしかしたら地域かもわからないですけども、

運動時間がゼロということで捉えていただけたらありがたいなあというように思います。

そのためには、家庭とか地域のできる運動習慣が身につけるような場づくりが大切なんではないかなあというように思います。

今、議員さん言われたように、児童クラブのところでそういう運動をすることでも大切な事柄ではないかなあというように思いました。

すみせん、失礼しました。

議員（渡邊 美喜子）

いろいろとありがとうございます。

終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって11番、渡邊美喜子議員の質問を終わります。

2番、塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

失礼いたします、2番、塩野拓二です。

一般質問をさせていただきます。

まず1点目、私は平成28年9月議会で、これからの4幼稚園、4小学校について質問しました。

その際に、教育課題検討委員会を立ち上げ、検討を進めていくという答弁をいただきました。

その後の委員会における進捗状況はいかがですか。

また、どのようなことが検討され、どの程度まで方向性が示しているのか、ご答弁よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

塩野拓二議員の教育課題検討委員会の進捗状況と方向性の明示についての質問にお答えします。

教育課題検討委員会は、昨年度8月28日に第1回が開催されました。

その後、2カ月に1度の割合で続け、これまで5回の教育課題検討委員会が開催されました。

その間、議会に対しては昨年9月、総務教育常任委員会で第1回の教育課題検討委員会の協議内容について報告し、12月の全員協議会では第2回までの協議内容について報告してまいりました。

第1回では、諮問文の確認と園児・児童の実態と施設整備の現状を把握する中で、検討することの必要性について共通理解を図りました。

第2回では、幼稚園、小学校の学級編制の状況、県下の再編制状況をもとに、どのような再編制を進めていくべきなのかを検討しました。

第3回では、小規模校と一定規模の人数を確保した園、学校のメリットとデメリットについて洗い出し、検討しました。

第4回では、今後のあるべき幼稚園と小学校の姿について、子供、教員等の人的側面と施設設備、環境などの物的な側面から検討しました。

第5回では、あるべき姿を実現するための適正規模と目標年次について検討しました。

適正配置については、図化し、可視化することで方向性を見出すように検討を始めています。

これまで、主として1回目から3回目までは子供の数の推移、学級編制の状況、園舎、校舎の状況、施設設備の維持管理、更新等のデータをもとに検討し、第4回、5回では今後の幼稚園、小学校のあるべき姿を探りながら、多度津町の子供たちの健やかな成長を図る幼稚園教育、小学校教育を生み出す環境について検討しております。

第6回以降では、こうしたことを総合して、本年度中に町内幼稚園、小学校のあるべき姿と適正配置と適正規模についての答申を盛り込んだ基本方針案を作成する見込みであります。

今後も、議会に対しては逐次報告しながら進めてまいりますので、よろしくご意見賜りますようお願いいたします。

また、教育課題検討委員会では、開かれた形で進め、多度津町の子供たちの健やかな成長を願って真摯に意見を受けとめ、検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いして答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございます。

5回まで、様々な方向から詳しく検討されていますし、前に向かって検討されていることがよく理解できます。

第6回目以降は、ご答弁の中に随時とありましたが、毎回検討委員会があるたびに我々議員のほうに簡単にで結構なんで結果を報告していただくことは可能でしょうか。

また、今年度中に適正配置、適正規模について答申とありますが、漠然とではありますが、きちんと今年度のいつまでにとゴール地点を決めて、どうする、こうするという答えを出さないといけないと思います。

学校の老朽化のことも含めて、適正配置、適正規模について今年度中にきちんとでなくても結構なので、これかこれかあれかと決めるというご答弁はいただけますでしょうか、お答えください。

教育長（田尾 勝）

塩野議員の質問にお答えします。

一回、対極的に見たら、第6次多度津町総合計画では学校規模の適正化に関する協議の実施について、基本方針案の策定を平成28年度から29年度の大きな重点取り組みとして、町全体の施策、計画として進めております。

その中で、学校教育としては適正規模、適正配置については、この2年間で基本方針を策定していくということで、今しておるということをご理解していただいて、先ほど塩野議員さんが言われた、まず検討委員会の検討内容について、委員会が終わって、その後報告は随時行っていきたくてまずは考えておりますので、またその時にはいろいろご意見よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、はっきりしたゴールを明確にしてほしいということですが、今第6回から本当に統合された形で、具体的な案を検討していくということになるんですが、そのまとめ方等についても検討しております。

どのような表現、どのような事柄で基本施策をまとめた方がいいのかというの、今先ほど議員さん言われたように、1校とか2校とかということでもまとめた方がいいのか、折衷案でまとめた方がいいのか、一応方向性としてどの方向性というような事柄でまとめた方がいいのか、基本方針ですから、そのまとめ方についても検討委員会で十分検討しながら、ご提示できるようにしていきたいなと思ひています。

先ほど申しましたように、検討委員会で検討するわけですが、議会の議員さんのお話を聞いたり、また町民の方々からも意見を聞いたりする場を設けながら、円滑にしかも確かに基本方針案が策定できるように努力してまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

当然、年度ですが、本年度末には提出するということですから、その前段階である程度の形はお示ししながら、また意見をいただくという場もあるうと思ひます。

どうぞよろしくお願ひします。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございます。

この学校の4幼稚園、4小学校の問題については、行政、議会、それも含めて町民の皆様に全ての方に理解をいただきながら進めるところはなかなか難しいと思ひます。

それにしても、老朽化の問題も含みますので、議会ともども一緒にやって、できるだけ早く進めていけたらいいなと思ひております。

続きまして、2点目の質問に入ります。

今年に入り、跨線橋の工事も始まり、多度津駅の周りも何となくがやがやとなってきたような感じを受けます。

いよいよ、この工事を皮切りに、多度津駅周辺開発整備をどんどん前に進めていかないとはいけません。

以前、私が質問させていただいたとき、町長は思いとしては多度津駅南側町有地に庁舎を移転建設とお答えをいただきました。

また、ちまたでは庁舎と商業施設やホテルなどを含めた複合施設とのお考えもあるようにお聞きをしました。

どちらにしても、今の庁舎や福祉センターは老朽化が進み、いち早く改築が望まれています。

また、平成32年までと時期が決められている緊急防災・減災事業債を利用することも考えれば、早急に物事を一つ一つ進めていかないとだめだと思えます。

そこで、質問させていただきます。

駅前の開発整備を進めていくにも、商業施設やホテルを誘致するにも、お金も時間もかかります。平成32年の緊急防災・減災事業債を活用するのであれば、駅南側町有地、もしくは他の候補地も踏まえて、先に総合庁舎を建設するお考えはありますか。

また、現在の庁舎、福祉センターの土地の活用方法のお考えはありますか。町長の思いだけで結構です。

ご答弁、よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

塩野議員ご質問の多度津駅周辺開発整備についてで答弁をしておりますが、今この段階で議会にはお諮りしていない段階での塩野議員の中で、私の思いだけでよいということでしたので、その前提のもとで答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の先に総合庁舎を建設する考えはあるかのご質問についてでございますが、庁舎につきましては昭和45年に、また福祉センターにつきましては昭和49年にそれぞれ建設されたもので、以来、町民の皆様にご愛されてまいりましたが、両施設とも既に四十数年を経過しており、老朽化による雨漏りなどの維持管理上の問題や今後30年以内に発生するとされる南海トラフ大地震に対する耐震性、また津波により浸水が予想される区域に現在立地しているということから、議員のおっしゃられるとおり、その建てかえが急務になっております。

また、議員ご指摘の庁舎建てかえの財源といたしましては、従来平成28年度末までとされていた緊急防災減災事業債（緊防債）の期限が昨年末に平成32年度末までに延長をされました。

この起債は、充当率100%かつ交付税算定率が70%という起債の中でも最も有

効かつ有利なものであることから、庁舎等の建てかえを行う場合には、町の財政運営への影響を考慮すると、緊防債の活用は不可欠であると考えております。

緊防債は、対象になる期限が平成32年度までになっているのはもとより、活用する場合の条件といたしまして、防災対策の拠点である役場庁舎を津波浸水想定区域外に移転する必要があります。

また、対象となるのは現在の規模での建てかえ部分のみであり、ほかの附帯的な施設建設は対象にならないこと等を考えますと、まず役場庁舎の建てかえを優先して、パーク・アンド・ライドを駐車場に隣接する約5,000㎡の町有地に緊防債の対象になる期限内に建設するほうがよいのではないかと考えております。

議員ご指摘の商業施設やホテルなどのにぎわいづくりの施設につきましては、今後多度津駅周辺開発整備を検討していく中で、町有地以外を活用することも含め、考えてまいります。

2点目のご質問の現在の庁舎、福祉センターの土地の活用方法についてであります。現庁舎用地につきましては、県が隣接する多度津高校において、校舎整備の検討を行っているところであり、これらのことも視野に入れながら、活用方策を検討していきたいと考えております。

また、現福祉センター用地につきましては、多度津小学校に隣接していることから、議員の先ほどの質問にもありました教育課題検討委員会における検討状況なども踏まえながら、有効活用を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、役場庁舎建てかえを含め、多度津駅周辺開発整備につきましては、議会の皆様のご意見をいただきながら、計画案を取りまとめ、早く議会にお諮りしたいと考えております。

その上で、建設的な議論を展開できることを心から期待をしております。

以上、私の思いではありますが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

町長の思いということでご答弁いただきましたが、非常に詳しいご答弁ありがとうございました。

やはり、庁舎を含めた総合的な駅前の開発にはお金も時間もかかると思います。

その部分は議会のほうの特別委員会なんかも含めて、じっくり議論ができればと思っています。

庁舎を優先的にとありますが、平成32年という期限が決まっています。

議会も含めて協力的に早急に前に進めていかないといけないと思います。

今は、町長の思いではありますが、詳しいご答弁を聞いていますと、非常に現実的な話のように聞こえます。

町長としては、現実的な話のように聞こえたので、これから先に委員会なんかを立ち上げて、本当に前に進めていってほしい気持ちが私としてはありますけども、その部分に関してはいかがでしょうか。

また、行政側、議会のそういった思いが一つの方向性に向いていってあげれば、早く検討していってほしいのですが、思いだけで結構なので、ご答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの塩野議員のご質問は、これは役場庁舎の建てかえだけではなくて、地域創生事業の中の大きな拠点としての駅周辺の開発だと考えております。

多度津町の地方創生、移住定住、交流人口を増やして、そして多度津町を活性化していく、そのためにはやはり歴史と伝統文化を踏まえたまちづくりが、そして人づくりが必要であるという基本的な考えの中で、今役場の庁舎を含めた駅周辺開発対策を考えているところであります。

総合的な考えの中で、先ほど私の思いとして申し上げさせていただきました。

それは、まだ先ほども申しましたように、議会の皆様にはお諮りしてないことですので、今は私の思いとしてお話をさせていただきましたが、緊防債の時期等、また老朽化した施設等を踏まえて、優先的に先にやらなければいけない事業も建設もあるのではないかと考えておりますので、これから案を作成いたしまして、議会の特別委員会の中でお諮りをいただけたらと思っております。

どうか議員皆様のご理解をいただきまして、この駅周辺活性化対策事業がスムーズにとり行われますとことを心から期待をして、答弁とさせていただきます。

議員（塩野 拓二）

度々思いとしての詳しい答弁、ありがとうございました。

また、庁舎と福祉センターの土地の活用も非常に詳しいお答えもいただきました。

ありがとうございます。

今回は、非常に有意義な一般質問ができたと思います。

ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって2番、塩野拓二議員の質問を終わります。
ここで暫時休憩に入ります。
再開は10時45分にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年6月多度津町議会第2回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各担当課長に対し、1「県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線における草刈り作業等の実施及び県道道路附設工事の実施見通しについて」、2「梅雨時期における大雨による防災対策は」、3「介護保険の改定による町の影響は」の3点について一般質問をいたします。

まず、最初に「県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線における草刈り作業等の実施及び県道道路附設工事の実施見通しについて」であります。

6月に入り、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び県道丸亀詫間豊浜線の通学路における草木の繁茂する時期となり、中学校、小学校通学児童にとっては道路脇に草木が伸びて通学路が狭くなり、通勤による車両の増加に伴い、安全性が損なわれ、非常に危険な状況が起きております。

また草木の繁茂のため、毒蛾の発生や周辺に池がたくさんあり、マムシの発生源ともなっております。

以前は、年2回の草木除去作業を行っておりましたが、最近では県の予算の都合上、年1回しか実施しておらず、それも7月に入り、夏休み前に実施しているのが現状であり、児童・生徒は自転車、徒歩で通学しており、極めて車に対向、接近しており、毎日が危ない状況に置かれているのが現状であります。

地元では、一日も早い県道工事の再開を望んでおり、県道多度津丸亀線（奥白方工区）については、平成16年9月山階岡から奥白方中東（盛土山古墳付近）まで、そして平成21年7月末には奥白方中東から北の前まで県道工事が2回に分けて実施をされ、供用開始となっております。

当初は、浜街道建設時の交通渋滞の緩和のために、県道多度津丸亀線を迂回

路として優先的に整備をするとして、用地買収もいち早く終わり、その後開通を目指して工事に入ったわけですが、山階岡から奥白方下池まで供用開始してから既に11年が経過しており、その間、県の担当者も何回も変わり、設計変更後も引き継ぎ、引き継ぎで、地元説明会も開かれずに現在に至っております。

現況では、県道丸亀詫間豊浜線からの朝の通勤ラッシュ混雑を避けるため、見立第1踏切前交差点より右折をし、県道多度津丸亀線の奥白方湯戸の口峠へと殺到しております。

しかし、峠を越えれば、依然として旧町道のため、曲折しており、車両の増加とともに草木の繁茂のために、道路の幅は一層狭くなり、通勤対向車両は待機して通過をやり過ぎており、通学児童にとっては極めて危険にさらされております。

また、毎年の草刈り実施をしているために、県としても余分の出費を強いられており、一日も早く県道道路工事を実施して開通すれば予算の無駄遣いもなくなり、車道、歩道分離での歩行者の安全・安心の通学路、車両による道路渋滞の緩和、そして通勤通学の目的地への短縮となるのではないのでしょうか。

そのためには、県に対して町は最優先課題事項として、地元とともに県道多度津丸亀線開通実現に向けて強く働きかけるべきであります。

そこでお尋ねをいたします。

- 1、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線の草木処理作業を前倒しして、せめて6月中には実施できるように要請できないのか。
- 2、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び浜街道の工事再開実施、完成実現予定の見通しはどうか。
- 3、県の担当課長も変わり、地元説明会を早急に開けないものかどうか。
- 4、見立地区信号機を津島久保谷地区のような感知式信号にすべきであり、現状では押しボタンまで遠くて不便であり、車が出られない状況であり、改良設置を強く町として要望すべきであるが、どう考えるのか。
- 5、奥白方地区県道のユニコム北にも感知式の信号機の設置が必要と思うが、町としても要望すべきと思うが、どう考えるのか。
- 6、これからの夏の夜は、特に信号機のない県道では金曜日、土曜日の深夜にかけて、暴走族が出没して周辺住民に騒音被害をもたらしているが、町としての対策はどのように考えるのか。

第1点目について質問をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

議長（志村 忠昭）

1番から3番について、建設課長の三谷君がお答えいたします。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、尾崎議員のご質問のうち、1点目、県道多度津丸亀線（奥白方工区）及び丸亀詫間豊浜線の草木処理作業を前倒しして、せめて6月中には実施できるように要請できないのかについてお答えいたします。

県道の除草作業について、県に問い合わせしたところ、除草作業については雑草の繁茂に対する通行車両からの視認性の確保のため、中山間内全域で年1回、例年7月上旬から8月上旬を標準期間として発注し、実施しております。今年度についても、同期間での実施の予定と聞いてはおりますが、特に通学路のうち、既に児童の通学に著しい妨げになっている箇所については、6月中に実施を検討いただけるよう県に要請をしております。

次に、2点目、工事再開実施、完成実施予定の見通しについてお答えいたします。

現状について県に確認を行ったところ、県道多度津丸亀線（奥白方工区）については、現在道路計画に関し地元関係者と調整を行っております。

また、さぬき浜街道、県道丸亀詫間豊浜線（多度津西工区）については、現在、弘田川左岸側において、高架橋西側の擁壁を施工しており、今後も早期に供用開始できるよう鋭意工事を進めているとのことでありました。

早期完成に向け、町としても県へ要請をしております。

次に、3点目、県道多度津丸亀線（奥白方工区）について、地元説明会を早急に開けないものかのご質問についてお答えいたします。

県に確認した内容にもありましたが、現在道路計画に関する地元関係者との調整を行っている段階であるため、地元説明会については状況を踏まえて、実施に向け検討していくと聞いております。

町としては、県と地元調整など協議、協力しながら、事業の早期完了を図ってまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが、先の3点についての答弁とさせていただきます。

総務課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問のうち、4点目から6点目につきましては総務課のほうよりお答えをさせていただきます。

ご質問のうち4点目、見立地区信号機の改良要望についての質問にお答えをいたします。

既設道路への信号機の設置や改良などのご要望につきましては、ご要望地点での交通事故の多発などに対する対策として、安全確保のために必要と認められる要望内容について、町から県への申請に基づき、当該地点の交通量、事故件数、通学状況などを検討しつつ、県の公安委員会、所轄土木事務所、

管轄警察署及び道路管理者による現地診断の結果、その採択の可否を判断されることとなっております。

何分、周囲の利用者に対し、交通規制を課すこととなる改良でございますので、地元の同意の上で地元等から町へ要望いただくという形、申請書のご提出をいただいております。

町へ申請書のご提出があれば、県の定める信号機設置の採択基準を満たすかどうか確認した上で、県への要望について検討いたしたいと思っております。

続いて、5点目、奥白方地区県道の信号機設置要望についてのご質問にお答えをいたします。

先のご質問への回答と同じく、地元要望に基づき、県に現地診断を依頼する必要がございます。

なお、県の定める信号機設置の採択基準につきましては、信号機の設置以外で安全が得られないこと、また車道幅員が5.5m以上であること、そして主道路の自動車等往復交通量が1時間当たり原則として300台以上あることなどの要件がございます。

採択基準を満たさない要望箇所につきましては、県に申請ができないという場合もございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

続いて、6点目、暴走族による周辺住民への騒音被害対策についての質問にお答えをいたします。

供用開始後の道路に係るご質問のような問題に関しましては、地域、警察の連携による迅速な通報と対応が肝要であり、そのための常日ごろからの地域、警察、行政間の連携が必要と考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

昨日でございますが、山階の面附池、白方池の信号機のある交差点での事故がありました。

そして、車両は大破しておりました。

信号機のある県道でさえも事故が発生、多発をしているわけですから、なおさら県道における信号機のないところでの引き寄せは言うまでもなく、地元優先にすべきであります。

そして、県の採択基準、3項目の要件でございますが、これにつきましても、朝7時から8時までの通勤ラッシュ時には、この300台という数字に匹敵する車両の通過があるようであります。

したがって、少人数でも地域の住民、そして子供の命と安全は何よりも優先しなければならないと思います。

全て自己責任となっており、採択基準の見直しが必要であり、県道が直線であればあるほど、どうしてもスピードアップして速度を上げて通過をしています。

したがって、この奥白方地区の下池より下の東方向行きでは、下り勾配で車両優先のスピード感覚がなくなっており、極めて危険であり、一度信号機で緩和するということが必要ではないのでしょうか。

その意味で、答弁をお願いしたいと思います。

また、騒音が深夜であり、猛スピードのため、通報しても逃亡することが多いので、付近の住民の方が困っているということでございます。

その意味で、事故防止のためにも、そういう観点からの信号機の設置を一考すべきだと思いますが、答弁をよろしくお願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの尾崎議員の再質問にお答えをいたします。

お聞きいたしましたところ、そういった現状があるということにつきましては、全く否定するつもりは毛頭ございません。

確かに、県が設けております信号機設置の採択基準、これは先ほど答弁の中で申し上げました3つの基準を含めて、全部で10の基準がございます。

その中の主なものとして、先ほどお答えをさせていただいたわけですが、なにぶん信号機設置、これは町単独でできるものではございません。

そういったところから、原則として決められた基準をクリアしなければ設置ができないという部分については、ご理解を賜りたいと存じます。

それと、事故の問題に関しましては、こういった信号機の設置でどこまで抑制できるかというところはわかりませんが、それ以前にやはり車を運転する人のモラルの問題というのが最も大きいものであるというふうな認識をいたしております。

そういったところから、県と警察とも連携をいたしまして、交通安全施策の一環として、そういった交通法規の遵守という部分についての啓発を行うことによって、こういった交通事故の減少を図っていけるかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

一日でも早い県道実現のために、地元の説明会あるいは協議会を開いてほしいと強く要望をいたします。

次に、「梅雨時期における大雨による防災対策は」についてであります。

豪雨、洪水災害時に、県は四国で初の判断遅れ防止のために、避難情報発令を県が主導し、市町への伝達文に目安として明記することを県の防災会議水

防部会で決めたことが報じられております。

昨年夏の台風10号被害でも、わが多度津町では、桜川氾濫による浸水被害が記憶に新しいところであります。

特に、わが多度津町では位置的に各市町の最下部にあり、そして海に面しており、満潮時と重なった場合は流域水量が集中する地域とも重なっており、豪雨時には浸水、洪水被害が発生しております。

その上、山池、里池が数多くあり、池の満水時には下流へ放出する水量が多いことから、豪雨時には洪水災害が起こる可能性、危険性が大きいことが心配されております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、洪水の危険の高いほうから、1. 氾濫危険水位、2. 避難判断水位、3. 氾濫注意水位、4. 水防団待機水位の到達情報から、今後氾濫危険水位を「避難勧告」、避難判断水位を「避難準備、高齢者等準備開始」を発令する目安として明記するということではありますが、多度津町では例えばどのように考えて対応するのか。

2点目には、昨年夏の浸水被害から豪雨降水量と上流からの流入水量、山からの出水量、及びため池の満水面からの放出流量、及び危険水位に達したときのため池のゆる抜き放流などで、満潮時と重なったときに一気に水位が上昇して浸水被害が拡大するので、水防体制は広範囲に浸水被害が発生した場合、町として人的配置はどのようにしているのか。

3点目には、豪雨時における避難指示、避難場所、緊急災害物資については、具体的に各地区においてどうしているのか。

4点目に、防災無線の活用と町民に対する防災ラジオの購入が必要と思われるが、町の考え方はどうか。

4点についてお尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の梅雨時期における大雨による防災対策についてお答えを
してまいります。

まず、1点目の河川の水位上昇に関する住民への避難情報の発令についてであります。

議員のおっしゃられた各種水位につきましては、水防法に基づき、県水防計画により、河川ごとに設定をされており、本町に影響のある範囲において申し上げますと、桜川、弘田川の2河川において水位計が設置され、水防団待機水位、氾濫注意水位が設定をされております。

また、避難判断水位、氾濫危険水位の設定につきましては、対象となる河川が水位周知河川として指定される必要があるため、本町に影響のある範囲で

申し上げますと、金倉川において避難判断水位、氾濫危険水位設定がされております。

金倉川におきましては、水位上昇により、水害発生の危険性が高まった際、「避難判断水位」に到達した段階で「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を、「氾濫危険水位」に到達した段階で「避難勧告」を、決壊や氾濫が発生もしくは大雨特別警報が発表された場合には「避難指示（緊急）」を住民の皆様へ発令することになっており、ほかの河川と同様の基準で設定をされております。

また、平成28年度には、遅滞なく避難情報を住民に発令できるよう、国土交通省の作成したガイドライン等に基づき、県や関係市町とも連携をし、タイムラインとタスクチェックリストを含むマニュアルを策定したところでございます。

一方、議員もご指摘の桜川を含むその他の河川につきましては、河川改修が不十分であったり、潮位の影響がかなり大きい等の理由から、「避難判断水位」や「氾濫危険水位」の水位の設定が困難であるため、県の水位周知河川の指定を受けていない現状でございます。

したがって、現段階におきましては、避難情報発令の明確な基準がなく、警戒態勢に入った際には危険箇所 の 巡視等を行ったり、住民からの通報により情報収集をし、できるだけ早く危険な状況を把握に努めております。

その上で、情報を整理分析し、これまでの経験則等から、避難情報の発令判断をせざるを得ない状況となっております。

いずれにいたしましても、桜川を初めとする2級河川については、河川管理者である県と連携をし、各種対策を講じることが最も重要であると考えております。

現在、国土交通省が取り組みを進める「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、県におきましても、河川に関する防災減債の取り組みを推進していくこととなっておりますので、本町に影響のある河川につきましては、これまで以上に強く要望してまいりますことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以下、担当課長より答弁をさせていただきます。

総務課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問のうち、2点目のため池からの流入による浸水についてというご質問でございますが、これまでも出水期、特に台風の接近が想定される場合には、産業課からため池管理者である水利組合へ事前に水抜きを行うなどの適切な対応や点検を行っていただくよう、その都度依頼を行っており、関係者の皆様の多大なるご理解とご協力を賜っているところでございます。

また、気象警報が発令された場合にあっては、水防本部を設置し、職員が待機するだけではなく、町内巡回を行うなどして警戒態勢をとっており、万が一の事態が発生した場合には、被害が最小限にとどまるよう関係機関と連携をとり、対応に当たっているところでございます。

ため池管理者の皆様におかれましては、出水期前には、今一度所管のため池の点検を行っていただくとともに、日頃から気象情報に十分ご留意いただき、特に梅雨や台風シーズンにため池が危険な推移に到達するような危機的事態に直面しないよう、今後ため池管理者に対し事前に情報提供し、備えることが最も重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしたいと存じます。

続いて、3点目の避難と災害物資についてでございます。

避難については、それぞれが置かれている環境や状況が異なるため、画一的な避難はお示しすることは難しいと言わざるを得ません。

町民の皆様一人一人が万が一の際にどうすれば危険から身を守ることができるのかをお考えいただく必要があり、自分たちはどうしたらよいかということについて、自主防災組織や自治会を中心に地域で話し合いの機会を持たれている地域もあると承知しております。

災害から緊急的に身を守るために避難する避難場所につきましては、町内で57カ所指定しており、災害種別に応じ活用していただくべく、ハザードマップ等により周知を行っているところでございます。

備蓄品につきましては、現段階では多度津中学校に集中管理を行っておりますが、地震などの各種災害に対応する必要もあるため、本年度から複数年をかけて増強するとともに、数週間以上の長期にわたる避難生活が必要となった場合に活用される13カ所の避難所に原則分配配備していく計画でございます。

最後に、4点目の防災行政無線の活用と防災ラジオの購入についてでございますが、防災行政無線につきましては、平成28年度においては訓練を除き、避難準備情報を発令した際に対象地域を限定して稼働させ、住民への情報伝達手段として活用をいたしたところでございます。

防災行政無線は、災害時の伝達手段の一つであり、手段の多元化が必要であることは言うまでもございません。

方法の一つとして、個別受信器や議員おっしゃる個別受信機能のついた防災ラジオを整備することも考えられますが、家庭のさまざまな場所に置くための複数台購入のための費用負担の問題でありますとか、既に正常に稼働しているかどうか等の維持管理の問題も踏まえますと、費用対効果が決して高いとは言えないと考えております。

また、外出先を含め、個別受信器を肌身離さずどこにでも持ち歩くことは現実的ではなく、現段階で導入の予定はございません。

情報伝達手段の多元化といたしまして、既に行っているメール配信サービスや携帯電話各社が提供するエリアメールなどを今後も一層活用するとともに、電話による自動応答システム等により、流れた放送内容を再度確認できる仕組みづくりを今後整備するなどしまして、できるだけ費用負担が少なく、多くの方が平等に受け取ることのできる伝達手段の多元化を実現してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をさせていただきます。

2番目の特に昨年の経験からありますように、広範囲に浸水した場合、町の水ポンプの貸し出しはできるのか。

そして、現在町では何個あるのでしょうか。

そしてまた、この数では足りるのかについてお伺いします。

もう1点は、防災ラジオ購入の件でございますが、災害発生時には自宅にすることが多い高齢者宅でございますが、この方を対象にせめて防災ラジオ購入を検討できないものか、2点についてお尋ねをいたします。

よろしくご答弁をお願いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの尾崎議員の再質問にお答えをいたします。

広範囲にわたる浸水があった場合の水ポンプの貸し出しについてでございますが、これは従来より貸し出しを実施いたしております。

その台数についてですが、厳密な数字はちょっと今把握できておりませんが、十数台あるかと思っております。

そのポンプにつきましても、いつ何ときでも稼働ができるようにメンテナンスはしっかりと行っているという状況でございます。

防災ラジオについては、町長のほうより答弁をさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の防災ラジオについてであります。今私どもの町内では防災行政無線を設置しております。

それで、いろいろと各市町、私どもも首長同士の会とかいろんなところで話をする機会が多くなってきています。

これは、やはり南海トラフの引き起こす大地震というのが目前に迫ってんではないかという危機意識の中で、いろいろと話をしているところでありますが、やはり防災行政無線に関しましては、他市町ともにこれだけでは不十分

じゃないか、雨の日、また風の強い日、寒い真冬の締め切ったところでは聞こえないんじゃないかという懸念が多く持たれております。

その中で、当町といたしましても、防災ラジオの配付というのは考えていかなければいけないと思っております。

今、他市町のことを考えますと、住民のほうから負担をいただいている一つのおうちの中で1,000円いただくとか、そういう負担もいただいて防災ラジオを提供している市町もあります。

そういう中で、私どもはどういうふうになれば一番いいのかということも今検討しているところでありまして、やはりこれには財政が大きく問題になってまいりますので、財政状況を考えながら、早く防災ラジオの配付というのはやらなければいけないということは考えております。ご理解いただきまようにお願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

先ほど2点については強く要望したいと思えます。

最後に、「介護保険の改定についての町への影響は」についてであります。

介護保険制度は、家族介護の負担を減らし、介護を社会全体で支える仕組みとして「介護の社会化」を理念に始まりましたが、制度の見直しのたびに給付抑制が進められてきており、自己負担増が求められてきております。

今回、先日の参議院厚生労働委員会では、一定所得以上の人に3割利用料負担を求める介護保険法等改正案を賛成多数で可決されました。

2015年から改定で2割負担に引き上げた影響調査の必要も政府は認めながら、結果が出る前に3割負担に踏み切ることになり、これは国庫負担を減らす一方、要介護者や家族の苦しみに追い打ちをかけるだけの根拠なき3割負担となります。

また、介護職員の人材不足解消策も不十分で、低い職員配置基準と国家負担を引き上げるとともに、介護報酬全体の底上げに方向を転換することが求められております。

そして、「財政的インセンティブ」「我が事、丸ごと地域共生社会」の名のもとに自治体による強引な介護サービス取り上げや福祉に対する公的責任が大幅に後退しかねない危険性をはらんでおります。

政府は、介護離職ゼロを掲げながら、法案の中身は介護離職や介護難民を拡大する危険を増大するもの内容となっております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、今回の介護保険が改定されれば、町への影響はどうなるのか。

また、対象者はどのくらいになるのか。

2点目には、改定介護保険法により、重い利用者負担のために、また軽度者

(要支援者、要介護1、2)と判定されたために、必要なサービスが利用できない高齢者が、また特別養護老人ホームにも入所できず、行き場のない介護者が増大していると思われるが、多度津町での実態はどうか。

3点目には、改定介護保険法がもたらす町の役割と課題、今後の取り組みについてはどうか。

この3点について答弁をよろしく願いいたします。

福祉保健課長(藤原 安江)

尾崎議員のご質問の介護保険の改定についての町への影響についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、介護保険法の一部改正として、介護保険制度の持続可能性を確保するために介護保険サービス利用者の2割負担者のうち、特に所得の高い年金収入等340万円以上の利用者の負担割合が3割に、平成30年8月から引き上げられます。

また、40歳から64歳の介護保険料が報酬額に比例した負担とする改正も行われます。

1点目のご質問の介護保険の改定による町への影響と対象者の人数についてですが、町への影響としましては、自己負担額が増加することから、サービスを必要とする方がサービス利用を迷い、利用開始が遅れたり、自己負担額の増加を懸念してサービス料を抑制することになりますと、高齢者の自立支援を妨げたり、重度化の防止に悪影響になるということが推測されます。

町としましては、そのようなことが起こらないように、高額介護サービスという制度があり、月額4万4,400円の自己負担の上限があることなど、町民の皆様が安心して介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の啓発に一層努めてまいります。

次に、対象者の人数でございますが、平成29年4月現在、本町の介護保険サービス利用者は約1,200人で、そのうちの120名が2割負担者であります。

さらにその中で、340万円以上の所得で3割負担となる利用者は、国の指標3%や本町の26年度の実態から推計しまして、約40名の方が対象となると考えております。

2点目のご質問の行き場のない要介護者が増大しているが、町の実態はどうかについてでございますが、特別養護老人ホームは要介護3以上でなければ入所できませんが、グループホームは要支援2から、老人保健施設等は要介護1から入所できます。

現在、本町において、それらの施設に入所されている方は347名で、要介護認定者1,371人の25.3%を占めております。

昨年調査結果では、本町にあります2つの特別養護老人ホームに入所申し込

みをしている方は111名ですが、当面入所希望がない方などを除きますと、入所が必要な方は20名でありました。

施設に対して入所の必要性の高い方から入所できる優先入所制度を活用するよう、協力を求めています。

3点目のご質問の町の役割と課題、今後の取り組みについてでございますが、町には地域包括支援ケアシステムをさらに強化していく役割があると考えております。

高齢者の自立支援、介護予防、重度化を防止する取り組みを今後も行っていくために、本年度は事業等のデータ分析を行い、新たな目標値を設定し、平成30年から32年までの介護保険事業計画を策定いたします。

次に、地域共生社会の実現に向けた取り組みとしまして、現在生活支援体制整備協議体事業として、住民主体のまちづくり事業にも「たどつ支えあい笑顔の会」のメンバーを中心としまして、積極的に取り組んでいます。

今後も高齢者の居場所づくりや助け合いのボランティア活動を支援してまいります。

次に、課題と今後の取り組みとしましては、一つに認知症施策の推進であります。

認知症高齢者を取り巻く地域のネットワークづくりや認知症への理解を深めていく活動は進んでおりますが、早期に認知症の方を発見し、適切な対応や医療につなげていく組織としての「認知症初期集中支援チーム」の設置ができておりません。

早急に設置に向けて医療機関、地域包括支援センターとの協力を得て取り組んでまいります。

2つ目に、医療と介護の連携の推進であります。

在宅医療の必要性が高まっておりますが、訪問診療を行う医師が少なく、在宅への移行が困難な状況にあります。

訪問看護を積極的に活用しまして、在宅医療、介護を支えていけるよう、訪問看護ステーションや介護支援専門員等と連携を図ってまいります。

以上、尾崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間が余りないので、質問を2点ほどさせていただきますが、もし答弁ができない場合は文書出題していただけたらと思います。

先ほど、優先入所制度ということをおっしゃいましたが、どのようなものか、また町での判断基準は具体的にどのようなものがあるのか。

それともう一点は、認知症の初期集中支援チームの設置についてですが、訪問診療の医師が少なく、在宅への移行が困難な状況があるということでござ

いますので、高齢者のひとり暮らし、2人暮らしについてどのようなお考えなのか、2点をお伺いします。

議長（志村 忠昭）

ちょっとこれは時間が途中になりますので、尾崎議員、もしよかったらまた個人的に福祉保健課長のほうにお尋ねをしてもらえたらと思いますので、一応もうこれで。

議員（尾崎 忠義）

わかりました。

以上、3点について私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎忠義議員の質問を終わります。

議員（小川 保）

失礼いたします。

7番、小川保です。

本日は、多度津駅周辺の開発整備について、そしてもう一つは町職員の人材育成について、以上2点を質問いたします。

12時が近づいておりますので、簡潔に質疑を進めてまいります。

したがって、私の疑問点について回答しづらい部分がありましたら、調査した後日での回答でもよろしいかと存じております。

よろしくお願いいたします。

まず、多度津駅周辺の開発整備についてお伺いいたします。

多度津駅周辺開発整備の必要性については、論をまたないと思います。

議会では、多度津駅周辺開発整備を進めるために、平成28年3月に多度津駅周辺開発整備特別委員会を立ち上げました。

その後、第1回平成28年3月17日、第2回平成29年2月20日、平成29年5月17日勉強会、そして3回目は平成29年5月24日を開催し議論をいたしました。

先ほど申し上げた5月17日開催の課題整理のための勉強会では、さまざまな意見が出てまいりました。

例えば、駅南側の町有地を含む地域での青写真を早急に作成すべきである。

2. 耐震性等に問題のある庁舎や福祉センターを整備計画に入れるべきである。

3. 庁舎、福祉センター、公民館、図書館も含めて、合同庁舎で整備すべきである。

4. 民間企業による商業施設やホテルも含めて考えると時間がかかるので、コンビニが入る程度の機能的な合同庁舎を目指すべきである。

当然、福祉センターや中央公民館等は災害発生時の緊急避難場所としての位置づけも考慮すべきである。

そして5番目、平成32年度までの時限立法である緊急防災減災事業による庁舎等の行政施設の移転整備、これを先に行う。

その後、商業施設の整備を考えていくべきであろうと。

町長は、非公式の場では多度津駅周辺の開発整備についての考え方をご披露しているとお伺いしておりますが、公式の場においては町長の考え方を伺ったことはございません。

1つ目、そこで現時点で多度津駅周辺の開発整備について、町長はどのように考えているのか、お伺いします。

そして2つ目は、また多度津駅の利便性を向上させるためには、現在工事中の跨線橋の形状としている緊急避難路に続いて、エレベーターを設置したJR多度津新駅や関連施設とあわせたバリアフリー化を早急に進める必要があると思っておりますが、これについてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員ご質問の多度津駅周辺の開発整備についての答弁をさせていただきます。

1点目の多度津駅周辺の開発整備についての私の考えについてでございますが、塩野議員のご質問に対して答弁させていただきましたように、まず役場庁舎の建て替えを優先したいと考えており、今後、駅南側町有地に庁舎を建設することを前提に、多度津駅周辺開発整備を検討する中で、現在建設中の緊急避難路の北側及び南側には駐輪場や、また大型バスの停留所などの機能を有した広場を設け、また南側におきましては、交差点改良及び道路の新設や拡幅などの道路整備を行い、商業施設やホテルなどのにぎわいづくりの施設につきましては、町有地以外を活用することも含めて考えてまいります。

2点目のエレベーターを設置したJR多度津新駅や関連施設とあわせたバリアフリー化についてでございますが、多度津駅のバリアフリー化につきましては、国の「バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として平成32年度末までを目標に整備することとされており、現在、緊急避難路との接続や多度津駅そのもののあり方を含めて、JR四国と協議を進めているところでございます。

できるだけ早く取りまとめて説明をさせていただき、議会の皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。非常にご丁寧にご回答いただきました。

また、塩野議員とかぶつての質問に対して、まことに失礼なことでもございますけれども、再度詳細にわたってお伺いをさせていただきたいと、このように存じております。

先ほど町長からご回答いただきましたが、事業債の適用ですね。緊急防災減災事業、この事業債の適用について再質問をさせていただきます。

まず、対象建築物をどのように認識されておられるのかということです。今、私が調べてまいりました緊急防災減災事業についての適用の項目について、ちょっと朗読をさせていただきます。

平成25年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災減災のための地方単独事業を対象とすると。対象の事業が5つございます。

1つ目は、大規模災害時の防災減災対策のために必要な施設の整備、2つ目が大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築、そして3つ目が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転、4つ目は、これは消防広域化事業でございます。

5つ目が大規模災害時に防災拠点となることや、人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化、5つ目は耐震化ということですね。

ただし、米印としまして、全部改築することをやむを得ないと認められる場合はそれも対象とするとなっております。

以上のところから、対象建築物をどのように認識されておりますのか、お答えをお願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

今、対象事業として5点朗読をいただきましたが、その中の3つ目の津波浸水想定区域内にある公共建物あるいは公用建物を移転させるという部分の、この第3点目を適用した事業として捉えております。

それに含まれる施設の種類といたしましては、今現在は、庁舎はもちろんのことでございますが、ご指摘のとおり、同じ区域に福祉センター、また公民館、図書館等々もございまして、今現在考えておりますのが本庁舎部分に加えて、福祉センターに機能として今活用されております会議室の機能、これを取り込んだものとしての本庁舎の移転ということで考えております。

ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

私も同じような解釈をいたしております。

つまり、この庁舎だけに限らず、避難場所としてのセンター、この活用、これそのものが改築の対象になるんでないかなというふうにも思っております。

ただ、何分にも多度津町ですので、財政の問題があります。

優先順位等があらうかと思えます。

それについては、十分今後議論をして、順番あるいは同時にやれることがあればやっていきたいなと思っております。

これについては、特段の回答は不要でございます。

続いて、先ほどの事業債の適用期間ですね、つまり、平成32年度末までという縛りがございます。

この際、今からいろいろ計画をして建築確認等々、いろんな準備していきながらやりますと、あまり時間がございません。

つまり、平成32年度末までに完成をしていなかった場合に、その事業債は適用になるのかどうなのか、あるいは区分的に事業債として承認いただけるのか、そういった点についてお尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

緊急防災減災事業債の適用期限が32年度までに延長になったということで、これを活用して庁舎の建設をとということでございますが、その32年度までにできなかった場合はどうなるのかというところでございますが、これにつきまして明確に県のほうに確認はしておりませんが、通常の事業と同じく、もしという場合には繰越事業として実施できるということも頭には理解はしておりますが、一応計画といたしましては、あくまでも32年度末を目指して今後早急に基本構想案の策定から計画、そして実施計画等々、建設までをスムーズにいけるように議会の皆様のご理解、ご協力をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議員（小川 保）

最悪の場合を想定して、十分調査をお願いしておきたいと思えます。

次に、先ほど町長から2点目のエレベーターの件ですね。

いわゆるバリアフリー化、これについての再質問をさせていただきます。

新しいJ R多度津駅のバリアフリー化、それからともに緊急避難路のバリアフリー化、これを実施すべきであろうと、これは町長も同じお考えだと存じます。

その費用負担のあり方でございます。

これについて、緊急避難路とJ Rの多度津駅、これを分離して費用負担、これはいかなるものになるかということをお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員ご質問の今の建設している跨線橋とそれからJ R駅舎のバリアフリー化の関連について答弁をさせていただきます。

まず、今建設中の緊急防災対策債を使つての跨線橋は、これは多度津町が主体となって行っているということで、多度津町とJ R四国との契約の中で、主に、ほとんどですね、多度津町が費用負担をするべきものだと考えております。

また、駅舎のバリアフリーにつきましては、その跨線橋を活用してのバリアフリーの方法が一つあります。

また、J R四国がほとんどそのバリアフリーに関すること、エレベーターの設置だけじゃなくて、エレベーターの設置ということは高架になるようになりますので、その高架の設置の費用、そういうものもかかってまいります。

それは、今からの話し合いになると思います。

今は、まだここではちょっとご説明もできないんですけども、3つくらいの案の中で、今J R四国さんと検討を進めております。

そのときの進め方によっては、負担の割合も変わってくるのではないかと考えております。

その件につきましては、まだここではお話ができる段階には来てないと考えております。

ご理解いただきましたらと思います。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

費用負担について、ちょっと私の意見を申し上げますと、恐らくは今3,000人ですか、1日の昇降の、4,000ですか、そうですか、すみません。

もしや間違っていたら失礼いたしました。

それをバリアフリー化するための駅舎そのものについての費用負担は、国と県と各市町、そしてJ Rというふうに大きく4つの組織が関係するわけですが、それに伴ってそれぞれの費用負担があらうかと思っております。

それについて質問をさせていただいたわけですが、またそれは後日で

結構です。

時間が余りありませんので、この件については以降要望についてお話しさせていただきます。

本日は、本会議の場において、多度津駅周辺の開発整備についての町長のお考えを塩野議員に続いて私も公式にお伺いいたしました。

今後、議会としても多度津駅周辺開発整備特別委員会等において、積極的に意見を申し上げたいと思っております。

まず、本6月定例議会の最終日に、これについての条例を提案する予定であります。

おそらく、私ども多度津町議会として初めての議員提案条例となることでしょう。

決議されましたら、町執行部と急ぎ、検討会の設置など、あるいは事務局の設置などをいたし、計画の議論を開始し、前向きな対応をお願いしたいと、かように思っております。

これは要望でございます。

続きまして、2点目、多度津町職員の人材育成についてお伺いいたします。

多度津町だけに限らないのですが、地方の自治体には課題が山積しております。

それらの課題の解決のためには、職員の一人一人のマンパワーが最も必要だと考えております。

話が変わりますが、先日庁舎内、訪問されておりました住民の方が通りかかった通路上で、たまたま私と町長とが立ち話をしておりました。

2人とも思わず、お客さんが通りかかったのでよけましょうと2人が同時に通路をあげ、そのとき思わず出た言葉が来庁者ではなくお客さんでした。

まさしく、公務は究極のサービス業だと思います。

職員は、町民の福祉の向上のため、また地域の振興のため、積極的に行動できなければなりません。

ルーティン業務を公平・公正に、また正確に処理できるということは重要なことですが、それは一方では当たり前のことかもしれません。

町の活性化・にぎわいづくり・人口対策など新たな課題が生じても尻込みをしているのでは困ります。

それに対して、積極・果敢に挑戦していただかなければなりません。

現在、多度津町の人口対策、活性化などについての具体的施策が求められています。

職員は、全力を挙げてこれらの新たな課題にチャレンジしていただきたいと思っております。

そのために、町長には職員のスキルアップ、人材育成に戦略的に取り組んでいただきたいと思っております。

毎年、多度津町には優秀な職員が入庁していると思いますが、それはいわば原石であります。

切磋琢磨して磨き上げ、ダイヤモンドにしていかなければならないのではないのでしょうか。

人材育成を効果的に進めるためには、能力実績主義の人事考課、他団体との人事交流、職場内や職場外での研修、自己啓発を計画的に実施していく必要があると思えます。

そこで、1. まず戦略的な人材育成計画を策定しているのかどうか、お伺いします。

そして2つ目、職場内や職場外での研修については、どのように実施計画しているのか、お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

町長公室長（中川 隆弘）

小川議員のご質問の多度津町職員の人材育成について答弁をさせていただきます。

急速な少子・高齢化の進行や住民ニーズの高度化・多様化、また生活環境に対する関心の高まり等、近年社会経済情勢が大きく変化するとともに、地方分権改革の推進により、全国の基礎自治体は新たな時代を迎えようとしております。

本町におきましても、今後一層厳しさを増す財政状況や集中改革プラン等による職員数の減少に柔軟かつ的確に対応していく必要があり、個々の職員に困難な課題に向かって意欲的にチャレンジしていくことがこれまで以上に求められているところでございます。

能力や実績に基づく人事管理の徹底、組織全体の士気高揚、公務能率の向上が住民サービス向上の土台であり、職員が有する個性と能力が最大限に発揮できる「組織づくり」・「人づくり」が基礎自治体の最も重要な使命の一つと認識をしております。

そこで、本町では行財政改革を着実に進めながら、地方分権による自己決定・自己責任による行政運営を的確に実施していくための基本指針として、平成17年4月に「多度津町人材育成基本方針」を策定し、より高い能力を持った町職員の育成に継続をして取り組んでいるところでございます。

その基本方針の中で、本町の目指すべき職員像として、「意欲と情熱を持って仕事に取り組む職員」、「町民の立場で町民とともに歩む職員」、「公正で温かい心で人に接し信頼される職員」の3つを上げ、職員自ら課題を発見

し、課題解決に意欲的に取り組み、にぎわいと活力のあるまちづくりに積極的に貢献できる職員の育成を目指しているところでございます。

また、この人材育成基本方針に基づきまして、職員の意欲や能力、成果を公正かつ的確に判断するため、人事考課制度マニュアルもあわせて導入をし、職員の意識改革・能力開発・人材活用に総合的かつ計画的に取り組んでいるところでございます。

平成25年度からは、「人を査定する」ことから、「人を育てる」ためのツールとして、目標管理（目標チャレンジ）制度を導入し、全職員を対象に毎年、年度当初に職員全員が達成すべき目標を2項目以上設定し、年3回、上司と面談し、その達成状況や成果について評価をすることとしております。

さらに、今年度から新たに人材育成支援システムを導入し、公平性や客観性を担保しながら、職員に分かりやすく納得性の高い制度づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、職員研修についてですが、職員の能力開発の向上のため、職員研修は必要不可欠なものと考えており、研修の充実・多様化に取り組んでいるところであります。

主な研修メニューにつきましては、香川縣市町村研修センターによる階層別研修（初任者研修、3年目研修、係長研修、課長補佐研修、課長研修等）、また職員に求められる政策形成や職務遂行能力等の能力開発研修があり、年度当初に計画的に参加を促しているところでございます。

また、全国市町村国際文化研修所（滋賀県にある国際文化アカデミー）においては、より高度で専門的な政策実務研修が開催をされており、こちらの方も毎年職員が参加をしているところでございます。

町独自の研修としましては、人権研修や人事考課研修など全職員を対象とした研修やそれぞれの課内においてOJT研修（職場研修）等の充実を図り、職員相互の連携を深め、知識や技術の伝承に努めているところであります。

研修メニューにつきましては、かなり充実していると考えておりますが、今後は積極的に能力開発や自己啓発に取り組む職員を支援し、評価する職場環境づくり、そして職場や自分自身に何が必要か、職員が自ら考え、「受けさせられる研修」から「自ら求めて受ける研修」へと研修に対する意識改革を一層促進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、改革の成否はその自治体がどれだけマンパワーを向上できるかにかかっていると考えております。

引き続き、職員個々の能力が最大限に発揮できて、住民サービスの向上につながる人材育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今のご答弁の中で確認いたしますが、まず受けさせられる研修、これは受動的な研修なんでしょうね。

それから、みずから求めて受ける研修、これは能動的な研修、どなたがお考えになっても能動的な研修のほうがずっと実があるというふうに思います。

最初のほうでご回答いただきましたが、平成17年4月に多度津町人材育成基本方針を策定しとあります。

約12年前に策定したということですので、もう十年一昔、12年はもう干支で言ったら一回りしてしまうほどの昔なものに対して、今年度から新たに人材育成支援システムを導入したということでございます。

ただ、どんどん新しいシステムを考えていくと、これは非常に大事なことですけれども、過去どういうふうにやって、その成果、状況、そういったものがどう反省されたのか、こういった点について、またそれに基づいてPDCAサイクルですね、こういったものを活用していたのか、それに基づいて新しいシステムができたのか、ちょっとこういったところをお話しいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

町長公室長（中川 隆弘）

失礼いたします。小川議員の再質問に答弁いたします。

研修につきましては、先ほど申しました階層別研修というのは初任者でありますとか、3年目でありますとか、係長になったとき、それから課長補佐になったとき、課長になったとき、その時点時点で受ける、受けさせられるというか、受ける研修でございます。

それは、もうその年その年でなった者が受けてもらっております。

それと、先ほどの能力政策研修、こちらの方につきましては、年度当初にこういう研修がありますよということで、課長会を通じていろんな研修のメニューがありますので、そちらのほうで公募をいたしまして、自分にとってこれが何か必要かということを考えながら、課の中でできるだけ行ける範囲の中で公募を募って研修のほうに参加しているような状況でございます。

議員が言われますように、受けさせられる研修よりかは、職員本人が自分の課題を見つけて受けに行く研修のほうが、非常に実効性がある成果が上がるものと考えておりますので、できるだけ公募研修のほうを職員が参加しやすいような上司の配慮も必要になってくると思いますので、その辺については人材育成の中で非常に重要な部分だと考えておりますので、また管理職の理解も深めていきたいと考えております。

それと、多度津町人材育成方針が平成17年4月に策定されております。

議員がおっしゃられるように、もう12年が経過しておりまして、中身的にはそろそろ見直しもしていかなければ時代の流れに合っていないものになってきているような気はしております。

この人材育成基本方針の中で、先ほども言いました3つの職員像を掲げております。

これはこれで立派な職員像だと思っております。

我々はもう全体の奉仕者でありますから、こういうことを目指して、ただ中身につきましては、いろいろとやっぱり制度改革がなされております。

人事考課評価制度につきましても、当初平成18年、19年にも試みましたが、多分職員全員の理解がなかなか進まない中で、20年から24年ぐらいまではこの目標管理制度も一時期止まっております。

先ほど答弁しましたように、平成25年度からまた毎年こういう目標管理制度で業績をまず年度当初に職員が決めて、それを課長と面談して、それがどれだけ達成できたかというふうな、そういうことの繰り返しといいますか、そういうことによって職員個々のモチベーションが高まって行って、それが組織全体の力になっていくと考えておりますので、まだまだ見直ししながら進めていかなければいけないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。時間がもうそろそろ迫っておりますので、最後に一つだけ私の意見を申し上げたいと思います。

県のほうから、いろいろ育成に対する講座、ご紹介をいただいておりますことだと思います。

私もいろいろホームページ等々でのぞかせてもらいましたけれども、今回ありましたのが37講座ほどございました。

37講座、もちろん内容的にはかぶっている部分もあろうかと思っておりますけれども、全部受けようと思えば1人1年に1回行けば37年かかるわけです。

もちろん内容はどんどん変わっていきますけれども、そういったところであれば、先ほど申し上げました能動的な受講、こういったものを推し進めていくべきだというふうに思っております。

つまり、1人がまあまあ2年や3年にいっぺんぐらい行っとったらええやろか、これはもう明らかに受動的な感覚ですね。

いや、これも行きたい、これも行きたい、僕はもっと成長したいんやと、私はもっと立派になりたいんやと思う方々は恐らく年に何回も行きたいと思っております。

ただ、業務の都合等々ございますので、それが許される環境でもないかと思

います。しかし、せめて1人1年にいっぺんぐらいは行かせてあげれば、その人の能力、スキルアップができるんじゃないかなと私は思っております。いろいろな企業の事例を見ますと、1人1年1回、これはもう最低条件のようです。

そういったところもぜひお考え、ご考慮いただいてよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは要望です。

以上です。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって7番、小川保議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は13時ちょうどにしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時00分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、豪雨による浸水対応などについて質問させていただきます。

新聞の天気図を見ていて、沖縄周辺に梅雨前線が現れると、また梅雨の時期か、そして降水量のことが心配になってきます。

じとじと降る雨の時は、浸水の心配はやや遠のいていますが、時折豪雨になることもあり、油断はできません。

本町の豪雨などによる浸水地域の説明の資料を以前見せていただいたと記憶いたしております。

また、昨年も集中豪雨があり、浸水となった地域もありました。

最近は、河川も整備され、上流からの流水速度も速まり、本町への到達時間も短時間で到達することになり、本町の降水量のみならず、上流地域の降水量についても察知しなければならないこととなります。

一方、河川の形態と申しますか、うまく表現はできませんが、構造上、流水をせき止めることとなっていないか、そのことにより特定の地域が浸水することとなっているのかもしれない。

そうしたことに対応するための点検調査も必要になってくるのではないかと

考えます。

河川の川ざらいについても、重要なことと思います。

現在は、水利組合の方々が中心に対応をいただいておりますが、その方々も高齢となっていますし、後継者不足により、その数も減少してきているのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

1つ、琴平町、善通寺市の降水量の状況の把握には、時間的にどのくらいの時間で知ることができるのでしょうか。

また、難しいのかもしれませんが、到達時間はどのくらいなのでしょう。

1つ、今年の夏だったと思いますが、集中豪雨のときの浸水地域はどの辺りだったのでしょうか。

1つ、浸水となったのは、降水量が多量であったこと以外に何か要因もあったのでしょうか。

1つ、その後、河川の形態、構造などの点検調査は行いましたか。

1つ、今後のことを考えるとき、町として川ざらいの対応をどうお考えでしょうか。

以上、質問いたします。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

村岡議員のご質問、豪雨による浸水対策などについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の琴平町、善通寺市の降水量の状況把握とその到達時間についてでございますが、本町での降水量を把握すると同様に、気象庁の雨量データや県の砂防情報システムから得ております。

また、到達時間につきましては、上流域の全降水量が全て多度津町へ流入するわけではございませんが、議員ご指摘のとおり、本町より上流域での降雨は水害という観点から、非常に重要な要素の一つであります。

しかしながら、河川や水路などの改良・整備が普及し、また農地の宅地開発の進展など地理的条件も今と昔では大きく変わってきており、現状では予測しがたく、到達時間の把握は難しいと考えております。

ただ、議員のおっしゃる降水量のデータに加え、水位観測所のある河川の水位情報や人による目視などを踏まえ、最善の判断を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

総務課長（矢野 修司）

続きまして、ご質問のうち2点目の昨年夏の集中豪雨時の浸水地域はどこかというご質問でございますが、議員ご指摘の昨年夏の集中豪雨とは、昨年6月23日の大雨、9月8日の大雨、9月20日の台風16号に伴う災害のことであると認識いたしております。

いずれも本町にとって非情な事象だったと記憶しております。

ご質問にある浸水地域でございますが、6月23日の大雨では幸いにも被害は確認されませんでした。9月8日の大雨では時間雨量が50mmを超えたこともあり、西浜の一部で床下浸水、桜川1丁目、栄町1丁目、西港町で道路が一部浸水いたしました。

また、9月20日の台風16号関係では、大雨と満潮が重なり、本通1丁目と2丁目、京町、栄町2丁目と3丁目、仲ノ町、大通りのそれぞれ一部で床下、床上浸水、また栄町2丁目と3丁目、京町、桜川1丁目、山階で道路の一部浸水や冠水の被害がございました。

続きまして、3点目の浸水は多量の降雨量のほかに何か要因はあるのかというご質問でございますが、先にも述べましたように、降水量に加え、本町の上流域の河川や土地などの地理的条件、また既設の排水ポンプの能力や水路の能力、さらには、本町は海に面しておりますことから、満潮や高潮など避けられないものなど複数のさまざまな要因が考えられます。

続いて、4点目の河川の形態などの点検調査についてでございますが、本町に流れる河川や水路におきましては、所管する県や本町で点検や調査を実施いたしており、必要であれば予算の範囲内ではありますが、適宜河川や水路の改修に努めているところでございます。

しかしながら、大幅な改修ともなると多大な費用や各種調整が必要となる実情もございますので、ご理解いただきたく存じます。

本町といたしましても、今後も引き続き随時点検調査を行い、必要に応じて改修等の措置を講じ、また河川管理者である県へも適宜要望し、関係部署と情報を共有しつつ、防災減災に努めてまいり所存でございます。

最後に、5点目の町としての川ざらいの対応についてのご質問ですが、町内の用・排水路においては、地元の水利組合や受益者である農家の方々、また地元の自治会の方々など、いずれの水路も地元の多くの方々のご理解とご協力をいただき、定期的に清掃管理を実施していただいております。

ここに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

なお、川ざらいで出た堆積物などは本町の責任のもと、早急に回収し、処分を今後も行っております。

さて、議員ご指摘の川ざらいにおいて、後継者不足ではないかとのことでございますが、近年の少子・高齢化や農家離れなど世の中の環境が少しずつ変

化してきており、その影響が出てきていることは間違いないと考えます。

この水路の維持管理が厳しくなっている問題は、本町としても懸念材料の一つとして重く認識いたしております。

しかし一方では、農業振興地域限定ではございますが、多面的機能支払交付金制度を活用して、水路の維持に努めているところもございます。

この制度も含め、今後本町といたしましても、引き続き地元の方々を初め、関係部署や関係機関と協議を重ね、水路の維持管理について持続可能な仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

現状では予測がしがたい、あるいは到達時間の把握は難しいとのご答弁がありました。

なるほど、本町への流入する水がどのような地域から流れ込んできている水なのか、このことの把握は非常に難しいのかもしれない。

私も昨年ですが、孫が上流地域の学校に通っておりまして、緊急のメールが入ってきました。

運動場が水浸しでじいちゃん帰れんのかなというようなメールだったんですが、迎えに来るときにじいちゃん死ぬなよというような感じで、本人は学校の校庭が水浸しになつるというのを非常に怖かったようなことでメールが入ったんだろうと思うんですが、私が迎えに行ったときは、もう既にその水も引いて、校庭を歩ける状態になっていました。

そんなこともありましたから、行きも帰りも金倉川の横を通りながら上流地域のほうへ向かったんですが、帰りに金倉川を見ても、濁った水はまだ流れてきていませんでした。

おおよそ1時間程度は影響がなかったということは、その高校から金倉川へ流れてくる水の中にはその校庭の水ははまってなかったのかなあという感じもして、非常に答弁にありましたように、どこから流れてきたかということについては難しいという判断だろうというふうに私もそんな思いはします。

そこで、例えば後追いにはなるかもしれませんが、災害が起きた前日、あるいは災害の当日、あるいは災害の翌日の3日間についての降水量の記録とか、あるいは河川の水位の状況とか、それから満潮時の時間とか、他には災害がどのあたりに発生したとか、そういうような記録は現在とっておられるのでしょうか、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

確かに、議員今ご指摘をいただきましたような災害発生時を中心にその前後

の記録、大雨の降水量等々についての記録をとることが統計上新たな災害時の大きな参考になるであろうということは十分認識をいたしております。

先ほど申しあげました昨年の9月8日と9月20日、この時には災害対策本部を立ち上げて、その中で当然降雨量等については把握をしながら、それにプラスすることを人間の実際の目視等々も含めまして、関係課の巡回等の中で情報を収集いたしております。

ただ、その一つの災害についてのタイムライン的な報告書的な取りまとめの記録事項というのはあると思いますが、それが対外的に公表はされておられない状況でございまして、それをはっきりと災害ごとに時系列を追っての情報、降雨量を中心とした災害の程度、拡大等との関連性が明確にわかるような一つの報告書としての調整につきましては、今後しっかりと公表できるような形での作成を目指していかなければいけないのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ありがとうございました。

やっぱり、そうした災害の記録の積み重ねが次に起きるであろう災害の、起きたらいかんのですが、起きたときの災害の予測にもつながっていきけるのではないかと、前回のときはこういうようなデータやったよ、そのことの積み重ねがあのかどうかはこうやった、このときはこうやったというような積み重ねが予測するための資料につながってくる、災害を、察知をする早い記録につながってくるのではないかとということに私は思いますので、ぜひとも、どんなような数値を残しておけばいいのかなあというのは私が今思うのは、先ほど申しあげました、もちろん降雨量の記録、あの日は降雨量がどのくらいあった、その1日のうちの最高時間帯で50ミリの雨が降った、先ほども書かれていました。

そのようなことの記録とか、満潮時間の記録とか、あるいは桜川の水位が何時にどの程度あったとか、そういったようなことを災害の記録として保管しておく。

今度、大雨の注意報が出た、警報が出たといったときには、ペーパーとしてひも解き出せるような形の取り組みが必要なのかなあというふうに思います。

先ほど、昨年私の記憶間違いかも知れませんが、どの時期の大雨だったかということについては、ちょっと頭がないんですけども、自動車学校の東へ進む道の道隆寺にはまる道路なんですけど、そこも少し浸水をして河川なのか、道路なのか、その判断がつかなかったというような記憶しとんですが、その記録については残念ながら先ほどの答弁の中からは漏れとったんですけど

れども、そうしたこともあったのではないかなあということもありましたんで、できるだけそうしたような記録というのは残しておいてほしいなあというふうに思っております。

次に、随時点検調査を行うということなのですが、地元水利の方々とも連携をしながら、水路の形態、それから現状の把握をすることも大変重要なことではないかなあというふうな気がします。

そこで、点検調査に際しまして、地元の水利の方の意見の聞き取りなんかを行うお考えはありませんか、ご質問いたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの村岡議員の再質問についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、河川、水路の発災後の点検調査等の折には、もちろん発生時には行政職員としての目視等、現場には出向いておりますが、その後の調査等につきまして、地元の関係者の方々の意見聴取をするということ是非常に有効なものだと考えますので、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議員（村岡 清邦）

失礼します。

ありがとうございます。

ぜひとも、災害が起きた後に、もう一度点検調査をするというようなことも含めてやっていただきたい。

それは、南海地震等のことも想定をされるという中での対応をいろいろやっておられるわけですから、豪雨あるいはゲリラ豪雨等に係る部分にあっても、予防、災害の起きる前にいろいろな取り組みをしておくことは非常に重要なことだと思っておりますし、私たちが思わぬところに、水路が上流の水路よりは下流に行くところの水路が若干細くなっているところでは、地元の方が一番よくご存じだろうと思っておりますから、そういうような地元の方の意見というのもしっかりと聞きをいただきたいなあというふうに思っていますし、もちろん多度津町は災害が起きれば大変な被害をこうむるわけですが災害が起きないように安心・安全のための調査する予算とか、そうしたものの財源も少しはそこに入れていく必要もあるのではないかなあという気がしますので、ぜひとも取り組みをお願いをしたいと思います。

何回も繰り返してのお話になりますが、やっぱり地元の方のご意見というのが私たちの目の届かない部分もたくさんあるかというようなこともありますから、今後浸水の対応を進めていく上では検討をしながら、河川の管理が継続可能な仕組みづくりをしていただければ、このことを目指していただくよ

うに切に要望して私の質問は終えたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって6番、村岡清邦議員の一般質問を終わります。

次に、5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、災害時の物資備蓄計画についてであります。

南海トラフ巨大地震が今後70%の確率で起こる可能性があると言われております。

避難生活に欠かせない物資3日分が必要となります。

また、最近では救援物資が届くのが遅れることを想定して、1週間分の食料品などを備蓄しておくことが必要不可欠です。

5月31日付、地方紙によりますと、南海トラフ巨大地震などに備えるために、県と各市町が2015年度から3年計画で行ってきた物資の備蓄が最終年度末になっても県内17市町の内、坂出、さぬき、東かがわ、三豊市、土庄、多度津の6市町が必要な予算を計上できていないことが判明したと書かれています。

また、県は物資が集積所に滞留するのを防ぐため備蓄した物資を、原則として全ての指定避難所に分散して保管しなければいけないことも求めています。

そこで、町長、担当課長にお尋ねをいたします。

よろしく願いいたします。

一つ、町長の決意をお聞かせください。よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員のご質問にお答えをしてみたいです。

災害時の物資備蓄計画についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、南海トラフを震源地とする巨大地震が今後30年以内に70%の確率で発生するということにつきましては、広く知られていることでもあり、町民の皆様にも危機管理意識を強く持っていただくと同時に、行政といたしましても、町民の皆様とそういった意識を共有していくことが極めて大切ではないかと強く認識をしております。

また、災害時における物資の備蓄につきましては、13カ所の避難所全体で必要とされております1日分の食料や日用品を含む消耗品を今後計画的かつ速やかに各避難所ごとに備蓄を進めてまいり所存でございます。

しかしながら、そのこととあわせまして、従来より申し上げておりますように、各家庭における最低3日分の食料等の備蓄につきましても、引き続きお願いいたしたく考えております。

いずれにいたしましても、地震等の不測の災害に対しましては、行政と町民あるいは地域が危機管理意識を共有しながら、それぞれの立場で自助、共助、公助をしっかりと分担することが最も必要かつ有効であると考えますことから、今後とも多大なるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

町長のご答弁ありがとうございました。

その中にありましたように、13カ所の避難所全体で必要とされておりますという文言があります。

この13カ所の避難所ということで、どこかということをお尋ねいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの隅岡議員の再質問にお答えをいたします。

今現在、発災時の指定避難場所として指定をされておりますのが、先ほど町長の答弁にもございましたが、町内で13カ所ございます。

順次申し上げますと、まず多度津町のリサイクルプラザ、県立多度津高等学校、多度津小学校、多度津中学校、豊原小学校、豊原幼稚園、四箇小学校、多度津町民健康センター、白方小学校、奥白方農業構造改善センター、あと島嶼部になりますが、高見島研修センター、佐柳いこいの家、佐柳本浦住民会館の以上13カ所でございます。

よろしくお願いたします。

議員（隅岡 美子）

13カ所をお聞きいたしまして、ありがとうございました。

次の1点目のもう一つの質問をいたします。

また、町の現状報告と今後の具体的な計画をお示してください。

総務課長（矢野 修司）

ただいま隅岡議員ご質問の町の現状報告と今後の具体的な計画についてのご質問にお答えをいたします。

備蓄物資につきましても、避難生活を余儀なくされた方の生活を応急的に支えるための食料や最低限の生活必需品の1日分を目標とし、毎年徐々に増強整備してまいったところではございますが、保管場所の確保でありますとか、財政的な課題から、残念ながら目標数には達していない現状でございます。

おおむねの目標数につきましても、過去の災害の実績などから、避難所への避難者数の1.2倍を乗じた人数の1日分、本町におきましても、避難所への避

難者数を4,200人と想定しており、その1.2倍である5,040人分の1日分の食料でありますとか、消耗品の備蓄を求められているところでございます。

議員ご指摘のとおり、熊本地震では交通網が寸断されたり、マンパワーが不足していた等の理由によりまして、避難所に備蓄品が届かない事態でありますとか、集積所に届けられた支援物資を必要な避難所に配送できないなどの事態が発生をいたしました。

政府が開く中央防災会議におきましても、これら事象への検証がなされ、可能な限り遅滞のない物資輸送を行うことができるような仕組みづくりの構築が提言されております。

また、県におきましても、発災時に必要な物資が全くない事態が発生しにくい仕組みづくりの一環といたしまして、原則として備蓄品は各避難所に配備し、できるだけ速やかに目標量を達成するよう要請があり、本町においても取り組みを加速させるべく対応を行ってまいりる予定でございます。

具体的には、本年度より4年間で備蓄品の目標量を達成できるよう、計画的に増強整備をしてまいります。

あわせまして、多度津中学校にて今現在集中管理しております物資の一部は、原則として各避難所に分散して保管をしてまいります。

29年度中の目標達成が望ましいことは、十分に認識をいたしておりますが、乳幼児や高齢者、食品アレルギー等食事内容に制限のある方にもできるだけ対応できるよう、よりきめ細やかな物資選定を行い、保管場所の確保や今後の物資の更新も見据えた上での計画であるという旨をどうかご理解いただきたく思っております。

また、本定例会にも補正予算案として計上させていただいておりますが、一旦災害が起こりますと、プッシュ型の支援ということで、国や県のほうから支援物資が届いてまいります。

そういった支援物資の受け入れから仕分け、そして避難所への配送に対応できる施設として、支援物流の拠点というものを新たに整備する計画があり、完成し、民間の輸送業者との協定等も締結できました暁には、県内でもかなり充実した支援物資の受け入れ輸送体制の確保が可能になると期待をしているところでございます。

行政として、備蓄物資の充実や支援物資の円滑な輸送体制の確立に向け、取り組みを加速してまいりる所存ではございますが、町民の皆様におかれましては、これまでどおり、各家庭で最低3日分の食料等の生活に必要な物資の備蓄を改めてお願い申し上げ、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございます。

その中にありましたように、中学校に集中管理をしているということでございまして、そしてその備蓄品の中身のことでございますが、今ここに課長読み上げました中で、乳幼児や高齢者、食品アレルギーなど食事内容に制限のある方、できるだけ対応できるようにということでありますけれども、その中に女性に配慮したということで、ちょっとつけ加え、もちろんそれも含んでいることは、私重々承知はしておりますけれども、女性に配慮したということで要望しておきます。

そういうことでございまして、そしてまず必要な物資が万が一避難場所に届けることができなかつた場合の対応をお聞かせいただきたいと思っております。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの隅岡議員の再質問にお答えをいたします。

万が一、救援物資が避難所に届かなかつた場合の対応はどうかということでございますが、一応原則として、昨年度末に県の方から要請があつて、先般新聞報道がされましたように、今年度中の備蓄物資をできるだけ目標達成をするようにと、しかもかつ各避難所ごとへということでございます。

基本的には、各市町が備蓄すべき備蓄物資につきましては、避難所ごとに配備をするということを原則といたしております。

それに加えて、先ほど申し上げたように、発災時には国等からのプッシュ型の支援がございます。

ただ、それに関しては道路網が寸断された際にはいたし方ないという部分、非常に残念なことではあります、にはなるのかなというふうには考えております。

そういったことも踏まえての県からの避難所ごとへの備蓄品の配備という昨年の指示だったと認識をいたしております。

そういったことで、ご理解をいただけたらと思っております。

議員（隅岡 美子）

もし、避難場所に届けることができなかつたときの場合の対応ということで、県の防災ヘリで物資をおろすということはどんなんでしょうか、お願いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

もちろん、県には防災ヘリを所有されているということは承知をいたしておりますが、災害の種類にもよりますが、地震等を考えた場合にはその被害、範囲がかなり広大になるというふうなことが想定をされます。

そういったときに、香川県内8市9町ございますが、そのどの部分にそういった県としての対応をしていただけるのかという部分については、今のところは全く未知数なところがございまして、基本的には各自治体がそれぞれの責務の範囲の中でそれぞれの自治体の市民あるいは町民の避難者のための対応をすべきであるというふうに考えております。

それに加えて、先ほど申し上げたように、国等からの支援を有効かつ円滑に進められるような防災の拠点施設の計画を進めているということも先ほど申し上げましたが、そういったことも含めて、町としての対応を考えているということについて、ご理解を賜りたいと存じます。

よろしくお願いたします。

議員（隅岡 美子）

それでは、ちょっと角度を変えて質問いたします。

多度津町にも防災会議というのが設置をされておりますが、今までに防災会議を何回開かれたか、また内容等についてお願をいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの隅岡議員のご質問にお答えをいたします。

多度津町の防災会議、確かに組織をされておまして、記憶の中では28年度、昨年度1回開催をしております。

その内容につきましては、うつろな記憶の範囲内ではございますが、これといった議題はなかったかと思いますが、発災時のそれぞれの関係機関の役割の確認でありますとか、当然役員の場合は、例えば気象台のほう、あるいは中讃土木事務所でありますとか、県の危機管理課、また見識者としての大学の教授、そういった方々が委員さんということで構成をされておりますことで、顔合わせも含めまして昨年1回開催をしておりますが、それ以降につきましては、開催ができておらない状況ではございます。

以上、よろしくお願いたします。

議員（隅岡 美子）

1回ということでした。

これ、本当に大変重要なことですので、今私が質問して、また答弁をいただきました内容とか、それから避難所の運営の誰がどういう、先ほど課長言いましたように、内容の役割分担とか、さまざまな協議事項があります。

また、これは早急に防災会議の中でもお話をさせていただきたいなど要望をしておきます。

続きまして、2点目の質問に入りたいと思います。

2点目の質問は、「こどもかけこみ110ばん」の見直しについてであります。

多度津町内の個人の家、商店、事業所などが入り口付近の目立つところに張っておる黄色いステッカー「こどもかけこみ110ばん」が多く設置されています。

これは、子供たちが登下校中、また外で遊んでいるときに、知らない人から声をかけられたり、連れ去られそうになったり、車に乗せられそうになったなど危険な目に遭ったときに駆け込む場所として、「こどもかけこみ110ばん」が設置されていると考えます。

しかし、明らかに誰が見ても空き家、空き店舗に張ってあったり、常に住民が不在のところに張ってあったり、非常に不安な気持ちになるのは私一人ではないと思います。

いつステッカーを設置したのかわかりませんが、この機会に子供たちの安全・安心のために見直しをしてはと考えます。

町のお考えをお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

一つ、町内で何カ所ステッカーを設置しているのか、地区別に何カ所ステッカーを設置しているのか、よろしく願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡美子議員の「こどもかけこみ110ばん」のステッカーの設置箇所数についてのご質問にお答えいたします。

「こどもかけこみ110ばん」の取り組みにつきましては、平成9年に発生した大阪府池田小学校の児童殺傷事件後に、児童生徒の安全管理のために地域団体や住民の皆様にご協力を得るため、多度津警察署、多度津町防犯協会、地域安全推進協議会が実施した事業でございます。

本町では、子供たちが登下校時、変質者や不審者による声かけなどからの被害防止と凶悪事件へ発展することを防ぐため、子供たちが即時に駆け込み、助けを求め、保護や通報などの協力を一般民家の方々にお願いしたものでした。

当初は、特に子供たちの通学路に近い町内120戸の民家に委嘱し、各戸の玄関に黄色の「こどもかけこみ110ばん」ステッカーをご掲示いただきました。

さて、ご質問の町内におけるステッカーの設置箇所数についてでございますが、事業が始まった平成9年度には、多度津地区55カ所、豊原地区25カ所、四箇地区28カ所、白方地区12カ所の合計120カ所で、その後追加登録や見直しがあり、平成17年度には多度津地区104カ所、豊原地区41カ所、四箇地区59カ所、白方地区34カ所の合計238カ所に掲示いただき、ご協力いただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

今のご答弁の中にありましたように、「こどもかけこみ110ばん」の黄色いステッカーの最初の取り組みとしたのは、平成9年と今お伺いいたしまして、多度津にも9年でありますので、約20年が経過をしておるところでございます。それで、今何カ所かということで詳しくご答弁いただきまして、約2倍になっております。

これは、見直しなどを行って、その箇所が、危険地域が増えたとか、住民の要望などがあって多分ここにもつけてほしいという要望がなくて増えたんじゃないかなと推測をいたします。

何でこの質問をしたかと言いますと、やはり車で通行したり、またウォーキングのときにたびたび見かけて、ずうっと同じやから見直しをしてないのかなあと、随分前からこれは私思っていたことでもありますので、今回質問をさせていただいたわけでもあります。

また、20年経っておりますので、次の質問に入りますけれども、「こどもかけこみ110ばん」の今後の見直し計画についての次の質問にお答えしていただきたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の「こどもかけこみ110ばん」の今後の見直し計画についてのご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、多度津警察署が丸亀警察署と統合され、予算を支出していた多度津町防犯協会が丸亀署内に移転した際に終了となったため、平成17年度を最後に事業が見直されないまま現在に至っております。

議員ご指摘のとおり、かつてはご協力いただいた家庭や店舗につきましても、空き家になり、無人の箇所もありますことから、制度の見直しが必要と考えております。

具体的な取り組みにつきましては、今後丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会や関係団体と協議を行い、取り組んでまいろうと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げ、ご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

多度津町防犯協会が丸亀署内に移転した際に、これはもう終了となって、早12年が経過をされておることでありまして、私なり考えたんですけど、その効果というものがやはり設置しとったら空き巣が入りにくいというのがありまして、抑止力になろうかと思っております。

また、先ほどもご答弁の中にありましたように、最も大事なことはやはり通学路でございます。

通学路の経路に多くの「こどもかけこみ110ぼん」のステッカーがたくさんあるということが重要であります。

この通学路にステッカーが張られておりますと、この地域は常に皆さん巡回して監視しているんだという、そういった監視の目が行き届いているということで、その意思表示にもなるし、抑止力にもなると私はこのように考えます。

それとまた、今後そういう見直しが多分検討してくださるとは思うんですけども、よろしくお願いをしたいと思います。

今、貼っているステッカーのことでですけど、やはり十数年経っておりますので、色があせておったり、ちょっとというところがステッカーの中に破損していたり、そういうことがないとは思いますが、そういったところも点検をしていただいて、イメージダウンにならないような、そういったことも配慮いただけたらと思います。

それでは、やはり効果が薄れてしまい、地域の関心も薄れてしまうんじゃないかなと思います。

これも新しいものと交換していただけたらなと思います。

それをしていくことによって、おうちの方とのコミュニケーション、また地域との絆がより強くなっていくと思います。

今後、見直しはしていただけるんでしょうか、お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の再質問についてお答えいたします。

先ほどから議員がご指摘いただいております、明らかに無人であったり、閉店してしまっている店舗等につきまして、まずもって調査を行うことが必要だと考えております。

また、ステッカーの掲示につきましても、ご協力いただいている民家や店舗につきましても、ステッカーの表示に多度津町防犯協会でありますとか、多度津警察署などの現在ではもう誤った記載がございますので、現行制度を引き継ぐ場合においても、再度ステッカーをつくり直す等の必要があると考えております。

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたとおり、丸亀警察署、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会等と関係団体と協議を行い、制度の見直し等も含めて考える必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁ありがとうございました。

ステッカーをつくり直すということで、前向きな答弁を私はいただいたように思っております。

最後になりますけれども、子供たち、安心・安全で駆け込むことがないことにこしたことはありませんが、いざというときに駆け込む場所がないことのほうがむしろ対策不足だと私は感じます。

今後、期待をいたしまして、5番、隅岡美子の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって5番、隅岡美子議員の一般質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

大変お疲れ様でございました。

散会 午後1時54分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 6 月 8 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

第2回多度津町議会定例会議事日程

平成29年6月8日（木）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 議案の訂正請求書の件について

日程第3. 一般質問